

令和元年度
商標審査の質に関する
ユーザー評価調査報告書

令和元年 9 月
特 許 庁

目次

1. 調査の概要	3
(1) 背景	3
(2) 本調査の目的	3
(3) 調査方法	3
(4) 調査票	4
(5) 調査対象者	4
(6) 回収結果	5
2. 集計結果	5
(1) 商標審査全般の質に関する調査（A票）の集計結果	5
①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について	5
②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について	7
③商標審査に関する個別項目に係る質に対するコメント（意見・要望）について	25
④今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について	27
⑤他国庁との比較について	28
(2) 特定の商標登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果	32
①調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について	32
②調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分別の集計）	33
③調査対象案件における商標審査の質について（拒絶理由別の集計）	35
④調査対象案件における商標審査の質について（その他の個別項目）	39
3. 集計分析	41
(1) 回答内容の詳細分析	41
①個別項目の評価と全体評価との相関分析	41
(2) 分析結果のポイント	44
①全体の傾向	44
②個別の重点事項	44
(i) 識別性の判断	44

(ii) 類似性の判断	44
(iii) 基準・便覧との均質性	45
(iv) 審査官間の均質性	45
(v) 審判決との均質性	46
(vi) 指定商品・役務の判断	46
(vii) 拒絶理由通知書等の内容・記載ぶり	46
(viii) 審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）	47
4. 平成 30 年度調査結果との比較検証	47
5. 集計分析によって明らかになった課題への対応	49
(1) 審査判断に関する課題への対応	49
(2) 審査運用面に関する課題への対応	49
6. 今後のユーザー評価調査に向けて	51
(付録) 調査票	52

1. 調査の概要

(1) 背景

近年、企業活動や地域振興の場において、ブランドの重要性はますます高まっており、商標制度に関する世間一般の認知度が向上しているとともに、ブランド戦略を支える商標制度に対する期待も高まっています。このような状況下において、事業者による商標権の活用を通じて、商標が出所識別機能等の役割を発揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようにするためには、商標審査において、法令・商標審査基準等の指針のもと、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を推進していくことが重要です。このような認識のもと、特許庁は、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「商標審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を2014年8月に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります」という原則を掲げています。

また、品質検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザーの声を品質管理施策に反映させるため、ユーザー評価調査を実施しています。

本報告書では、調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

(2) 本調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査は、商標審査の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、商標審査の質の現状を把握するためのデータとして活用すると共に、今後の商標審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるところの「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、商標審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

本調査は、商標審査において改善すべき点をユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて明らかにし、商標審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っています。

(3) 調査方法

今年度は、下記（5）のように抽出した調査対象者に対し、電話連絡、郵送又

は電子メールにより、調査への協力を依頼するとともに、郵送又は電子メール等により下記（４）の調査票を送付しました。

回答期間は約１か月とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。本調査は、令和元年５月～６月に調査票の配付及び回収を順次実施しました。

（４）調査票

以下の２種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

A票：商標審査全般の質についての調査

B票：特定の出願における商標審査の質についての調査

なお、A票については、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

また、調査票における個別項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の５段階評価、もしくは、「良くなっている」「変化していない」「悪くなっている」の３段階評価にて回答を依頼しました。

（５）調査対象者

調査対象者は、商標登録出願に係る出願人（外国出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表１に記載のとおりです。

表１．調査対象者・調査対象案件の選定方法等

項目		内容
調査対象者	内国出願	平成 29 年度における、筆頭出願人（内国出願人）としての商標登録出願件数上位 360 者と中小企業より抽出した商標登録出願件数上位 20 者の合計 380 者を対象として実施する。
	外国出願	平成 29 年度における、筆頭出願人（外国出願人）としての商標登録出願件数上位 40 者を対象として実施する。
個別出願の商標審査についての調査対象案件抽出方法		調査対象者による商標登録出願のうち、平成 30 年度に最終処分が発送された出願から、1 者につき 1 件を抽出。対象案件とする優先度としては、①拒絶査定となった案件、②拒絶理由が通知されたが、登録査定となった案件、③拒絶理由が通知されずに登録査定となった案件、の順番とする。
調査対象者数		合計 420 者

(6) 回収結果

表2は、A票、B票の回収率を示したものです。

表2. 調査票の回収結果

	配付済	回収済	回収率	(参考) 昨年度 回収率
A票	420 者	379 者	90.2%	89.3%
B票	420 件	374 件	89.0%	88.6%

2. 集計結果

(1) 商標審査全般の質に関する調査（A票）の集計結果¹

①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

- ・商標審査に関する全体としての質の評価において、「普通」以上の評価の割合は90.2%であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると、42.2%の割合を示しました。
- ・最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、「良くなっている」の評価が18.9%の割合を示しました。
- ・昨年度と比較すると、商標審査に関する全体としての質の評価においては「満足」または「比較的満足」の肯定的な回答の割合が減少するとともに、「不満」または「比較的不満」の否定的な回答の割合は増加しています。最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、「良くなっている」の肯定的な回答の割合が減少するとともに、「悪くなっている」の否定的な回答の割合は増加しています。

表3及び図1は、商標審査における審査官の判断の的確性、通知内容及び審査官とのコミュニケーション等について、全体としてどのように感じているかにつき、5段階評価を集計したものです。また表4及び図2は、過去1年の傾向についての評価を集計したものです。

表 3. 全体評価

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	19	5.0%	8.0%	5.6%	6.7%	5.6%
4:比較的満足	141	37.2%	39.7%	42.7%	43.8%	42.1%
3:普通	182	48.0%	45.3%	44.5%	43.5%	38.3%
2:比較的不満	34	9.0%	6.7%	6.4%	4.6%	11.7%
1:不満	3	0.8%	0.3%	0.8%	1.5%	2.3%
合計	379	100%	100%	100%	100%	100%

図 1. 全体評価の割合

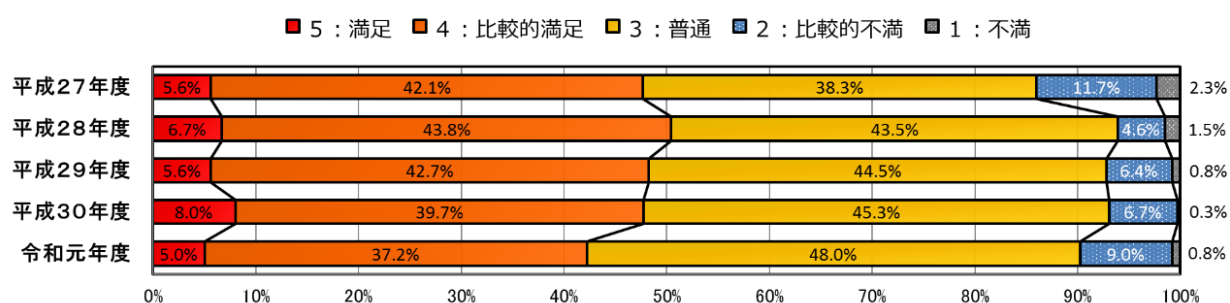
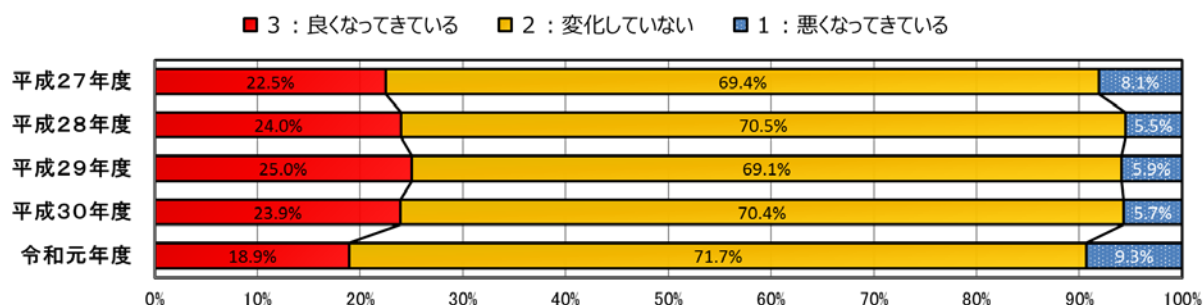


表 4. 最近の傾向 (1年間)

3段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
3:良くなっている	61	18.9%	23.9%	25.0%	24.0%	22.5%
2:変化していない	231	71.7%	70.4%	69.1%	70.5%	69.4%
1:悪くなっている	30	9.3%	5.7%	5.9%	5.5%	8.1%
合計	322	100%	100%	100%	100%	100%

図 2. 最近の傾向 (1年間)



¹ 本報告書内では、「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計しました。

②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について

- ・「普通」以上の評価の割合が9割以上を占める項目は、16項目中10項目ありました。
- ・個別項目の中で「悪い」及び「非常に悪い」の評価の割合が高かったのは、「審査官間の均質性」(19.7%)、「識別性の判断」(18.0%)及び「審判決との均質性」(16.6%)の項目でした。

図3及び図5は、商標審査に関する個別項目に係る質について、5段階評価を集計したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票【A票】（付録）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

識別性の判断（3. ①－1）、類似性の判断（3. ①－2）、指定商品・役務の判断（3. ①－3）、主張の把握（3. ①－4）、基準・便覧との均質性（3. ②－1）、審判決との均質性（3. ②－2）、審査官間の均質性（3. ②－3）、【拒絶理由】必要な説明（3. ③－1－1）、【拒絶理由】理解しやすい文言（3. ③－1－2）、【補正指示】必要な説明（3. ③－2－1）、【補正指示】理解しやすい文言（3. ③－2－2）、【補正指示】適切な応答（3. ③－2－3）、【拒絶査定】必要な説明（3. ③－3－1）、【拒絶査定】理解しやすい文言（3. ③－3－2）、【拒絶査定】適切な応答（3. ③－3－3）、審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）（3. ④）

図3. 個別項目への評価の度数分布

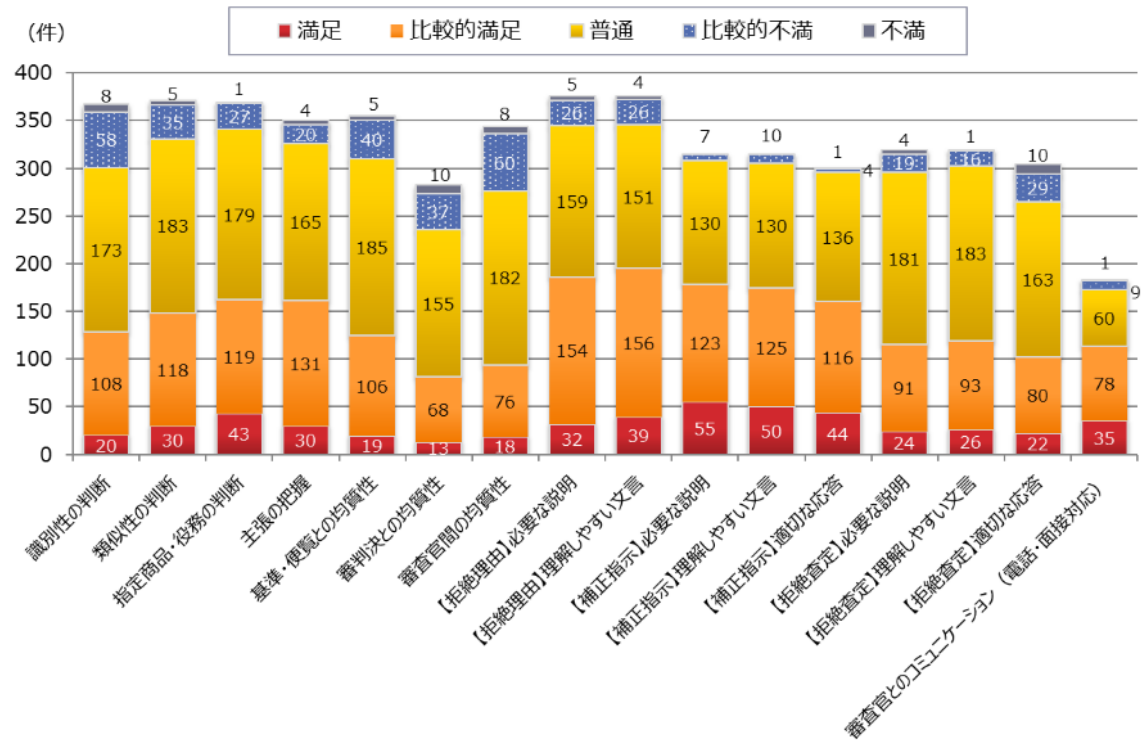
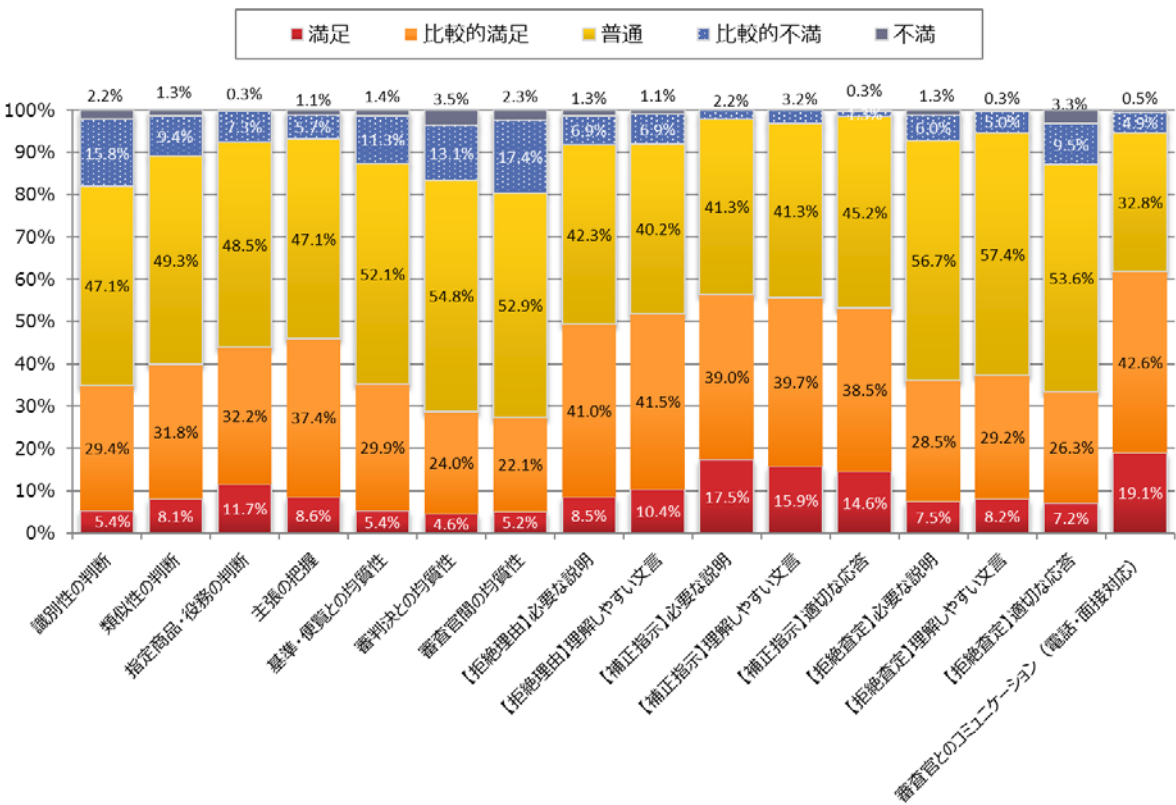


図4. 個別項目の評価の割合

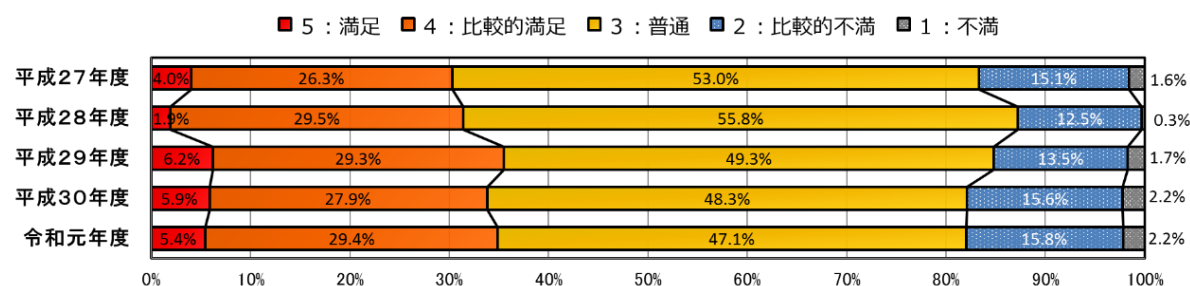


- ・識別性の判断について、「普通」以上の評価の割合は81.9%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は34.8%であり、昨年度(33.8%)より1.0%増加し、一昨年度(35.5%)からは0.7%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は18.0%であり、昨年度(17.8%)より0.2%増加しています。

表5-1. 識別性の判断

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	20	5.4%	5.9%	6.2%	1.9%	4.0%
4:比較的満足	108	29.4%	27.9%	29.3%	29.5%	26.3%
3:普通	173	47.1%	48.3%	49.3%	55.8%	53.0%
2:比較的不満	58	15.8%	15.6%	13.5%	12.5%	15.1%
1:不満	8	2.2%	2.2%	1.7%	0.3%	1.6%
合計	367	100%	100%	100%	100%	100%

図5-1. 識別性の判断

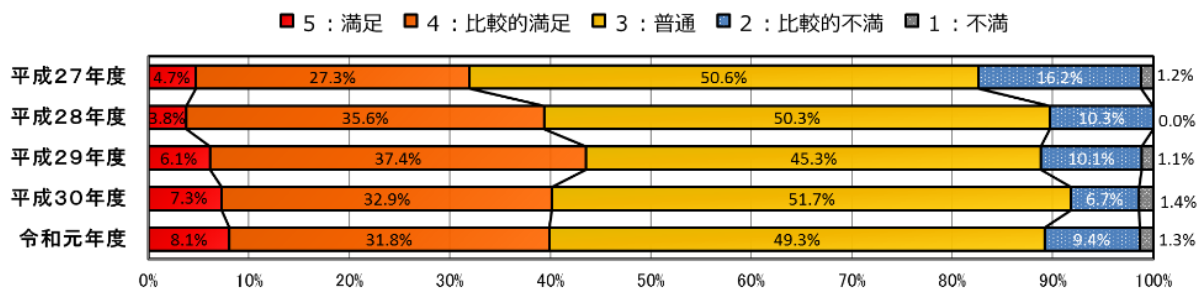


- ・類似性の判断について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は 39.9%であり、昨年度(40.2%)より 0.3%減少し、一昨年度(43.5%)からは 3.6%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は 10.7%であり、昨年度(8.1%)より 2.6%増加しています。

表 5-2. 類似性の判断

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成 30 年)	割合 (平成 29 年)	割合 (平成 28 年)	割合 (平成 27 年)
5 : 満足	30	8.1%	7.3%	6.1%	3.8%	4.7%
4 : 比較的満足	118	31.8%	32.9%	37.4%	35.6%	27.3%
3 : 普通	183	49.3%	51.7%	45.3%	50.3%	50.6%
2 : 比較的不満	35	9.4%	6.7%	10.1%	10.3%	16.2%
1 : 不満	5	1.3%	1.4%	1.1%	0.0%	1.2%
合計	371	100%	100%	100%	100%	100%

図 5-2. 類似性の判断

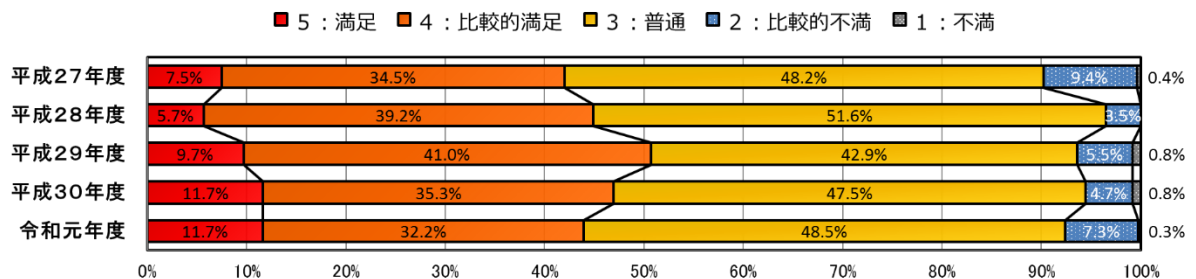


- ・指定商品・役務の判断について、「普通」以上の評価の割合は92.4%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は43.9%であり、昨年度(47.0%)より3.1%減少し、一昨年度(50.7%)からは6.8%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は7.6%であり、昨年度(5.5%)より2.1%増加しています。

表5-3. 指定商品・役務の判断

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	43	11.7%	11.7%	9.7%	5.7%	7.5%
4:比較的満足	119	32.2%	35.3%	41.0%	39.2%	34.5%
3:普通	179	48.5%	47.5%	42.9%	51.6%	48.2%
2:比較的不満	27	7.3%	4.7%	5.5%	3.5%	9.4%
1:不満	1	0.3%	0.8%	0.8%	0.0%	0.4%
合計	369	100%	100%	100%	100%	100%

図5-3. 指定商品・役務の判断

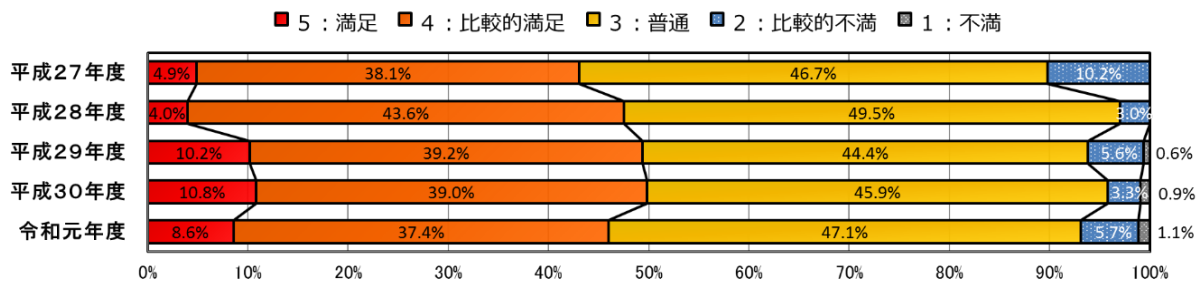


- ・主張の把握について、「普通」以上の評価の割合は93.1%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答は46.0%と昨年度(49.8%)より3.8%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は6.8%であり、昨年度(4.2%)より2.6%増加しています。

表5-4. 主張の把握

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	30	8.6%	10.8%	10.2%	4.0%	4.9%
4:比較的満足	131	37.4%	39.0%	39.2%	43.6%	38.1%
3:普通	165	47.1%	45.9%	44.4%	49.5%	46.7%
2:比較的不満	20	5.7%	3.3%	5.6%	3.0%	10.2%
1:不満	4	1.1%	0.9%	0.6%	0.0%	0.0%
合計	350	100%	100%	100%	100%	100%

図5-4. 主張の把握

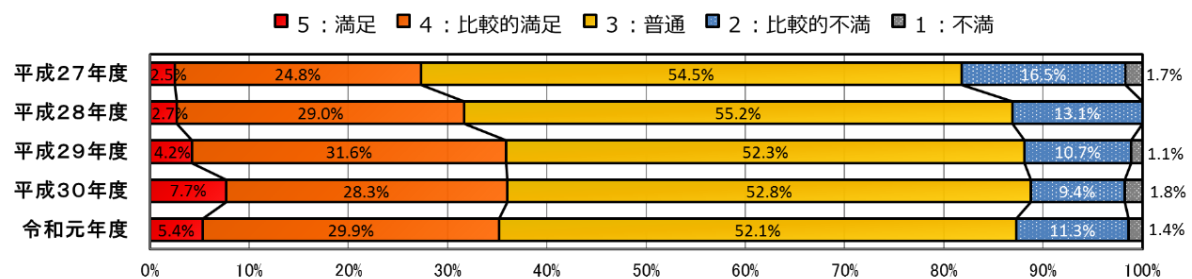


- ・基準・便覧との均質性について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は35.3%であり、昨年度(36.0%)より0.7%減少し、平成27年度(27.3%)からは8.0%と大きく増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は12.7%であり、昨年度(11.2%)より1.5%増加しています。

表5-5. 基準・便覧との均質性

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	19	5.4%	7.7%	4.2%	2.7%	2.5%
4:比較的満足	106	29.9%	28.3%	31.6%	29.0%	24.8%
3:普通	185	52.1%	52.8%	52.3%	55.2%	54.5%
2:比較的不満	40	11.3%	9.4%	10.7%	13.1%	16.5%
1:不満	5	1.4%	1.8%	1.1%	0.0%	1.7%
合計	355	100%	100%	100%	100%	100%

図5-5. 基準・便覧との均質性

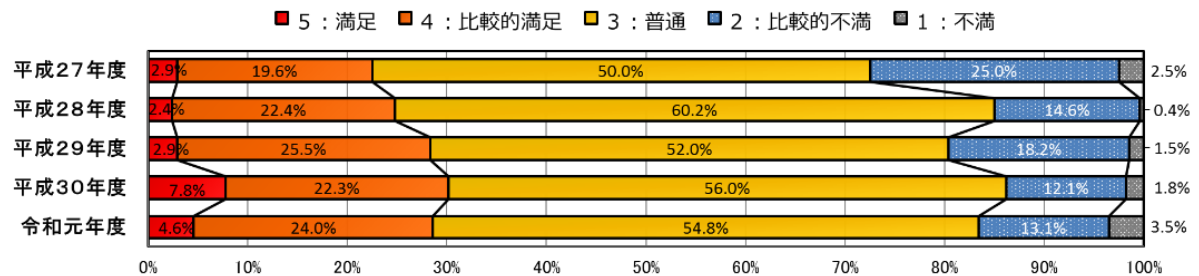


- ・審判決との均質性について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答は28.6%と昨年度(30.1%)と比較をすると1.5%減少し、一昨年度(28.4%)からは0.2%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は16.6%であり、昨年度(13.9%)より2.7%増加しています。

表5-6. 審判決との均質性

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	13	4.6%	7.8%	2.9%	2.4%	2.9%
4:比較的満足	68	24.0%	22.3%	25.5%	22.4%	19.6%
3:普通	155	54.8%	56.0%	52.0%	60.2%	50.0%
2:比較的不満	37	13.1%	12.1%	18.2%	14.6%	25.0%
1:不満	10	3.5%	1.8%	1.5%	0.4%	2.5%
合計	283	100%	100%	100%	100%	100%

図5-6. 審判決との均質性

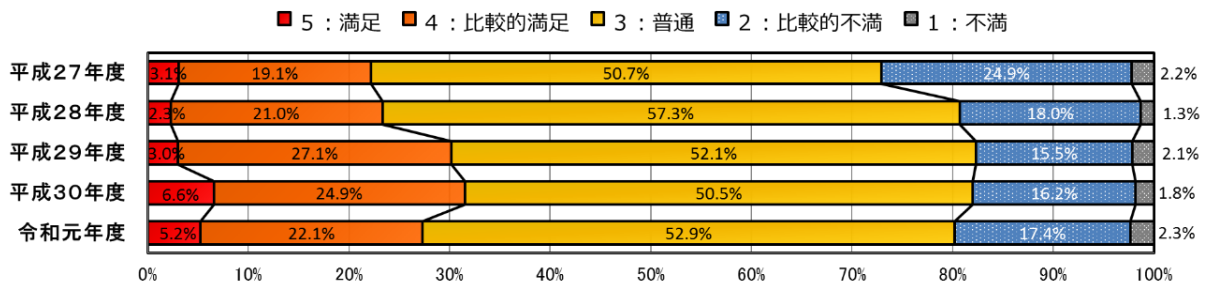


- ・審査官間の均質性について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は27.3%であり、昨年度(31.5%)より4.2%減少し、一昨年度(30.1%)からは2.8%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は19.7%であり、昨年度(18.0%)より1.7%増加しています。

表5-7. 審査官間の均質性

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	18	5.2%	6.6%	3.0%	2.3%	3.1%
4:比較的満足	76	22.1%	24.9%	27.1%	21.0%	19.1%
3:普通	182	52.9%	50.5%	52.1%	57.3%	50.7%
2:比較的不満	60	17.4%	16.2%	15.5%	18.0%	24.9%
1:不満	8	2.3%	1.8%	2.1%	1.3%	2.2%
合計	344	100%	100%	100%	100%	100%

図5-7. 審査官間の均質性

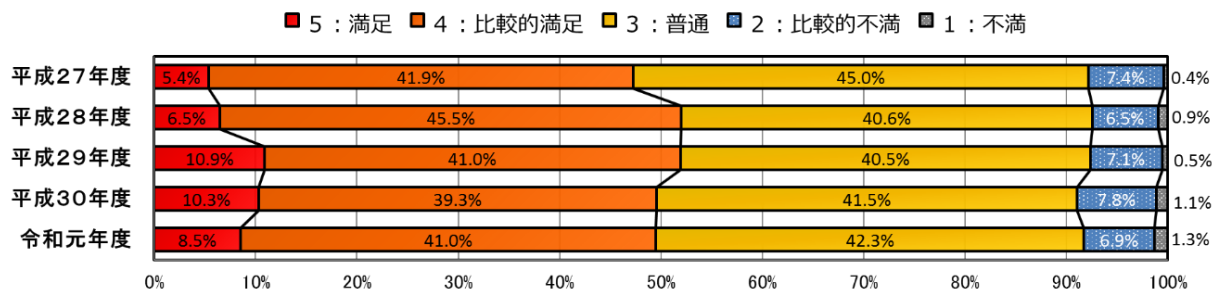


- ・【拒絶理由】必要な説明について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は49.5%であり、昨年度(49.6%)とほぼ変わらない割合を示しました。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は8.2%であり、昨年度(8.9%)より0.7%減少しています。

表5-8. 【拒絶理由】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	32	8.5%	10.3%	10.9%	6.5%	5.4%
4:比較的満足	154	41.0%	39.3%	41.0%	45.5%	41.9%
3:普通	159	42.3%	41.5%	40.5%	40.6%	45.0%
2:比較的不満	26	6.9%	7.8%	7.1%	6.5%	7.4%
1:不満	5	1.3%	1.1%	0.5%	0.9%	0.4%
合計	376	100%	100%	100%	100%	100%

図5-8. 【拒絶理由】必要な説明

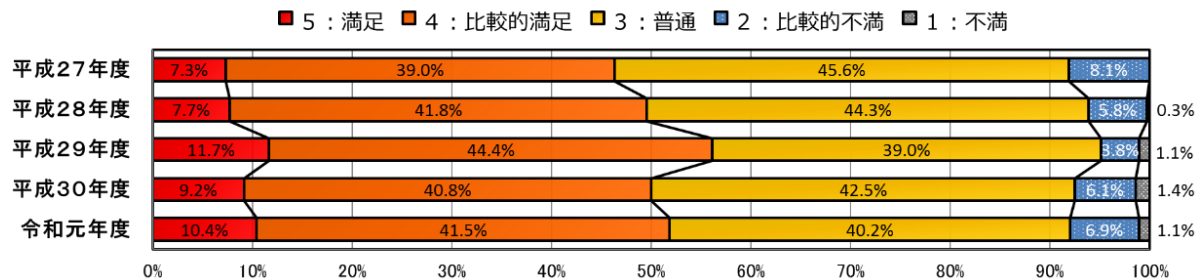


- ・【拒絶理由】理解しやすい文言について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は51.9%であり、昨年度(50.0%)より1.9%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は8.0%であり、昨年度(7.5%)より0.5%増加しています。

表5-9. 【拒絶理由】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	39	10.4%	9.2%	11.7%	7.7%	7.3%
4:比較的満足	156	41.5%	40.8%	44.4%	41.8%	39.0%
3:普通	151	40.2%	42.5%	39.0%	44.3%	45.6%
2:比較的不満	26	6.9%	6.1%	3.8%	5.8%	8.1%
1:不満	4	1.1%	1.4%	1.1%	0.3%	0.0%
合計	376	100%	100%	100%	100%	100%

図5-9. 【拒絶理由】理解しやすい文言

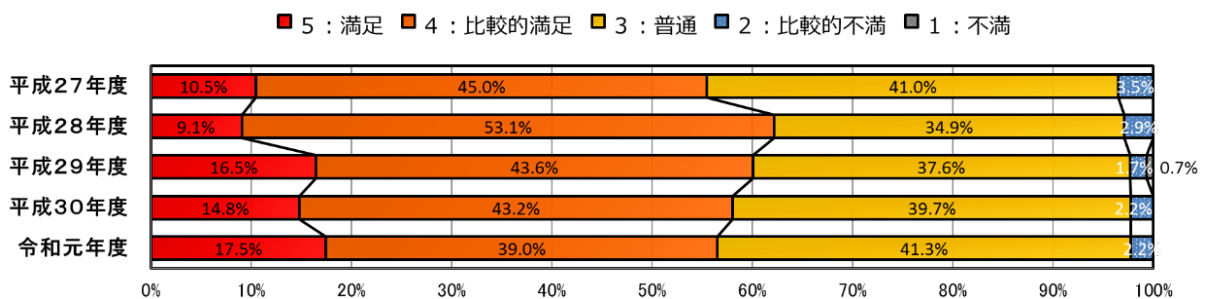


- ・【補正指示】必要な説明について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は56.5%であり、うち「満足」の割合は17.5%と昨年度(14.8%)より2.7%増加し、一昨年度(16.5%)からは1.0%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は2.2%であり、昨年度(2.2%)と変わらない割合を示しました。

表5-10. 【補正指示】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	55	17.5%	14.8%	16.5%	9.1%	10.5%
4:比較的満足	123	39.0%	43.2%	43.6%	53.1%	45.0%
3:普通	130	41.3%	39.7%	37.6%	34.9%	41.0%
2:比較的不満	7	2.2%	2.2%	1.7%	2.9%	3.5%
1:不満	0	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
合計	315	100%	100%	100%	100%	100%

図5-10. 【補正指示】必要な説明

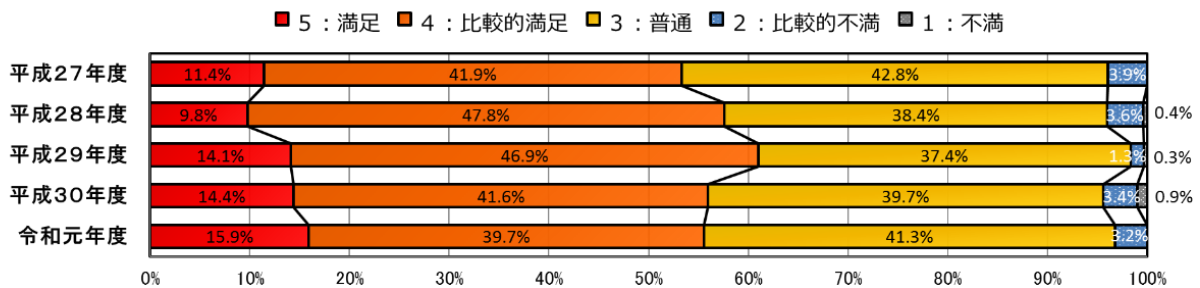


- ・【補正指示】理解しやすい文言について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は55.6%であり、うち「満足」の割合は15.9%と昨年度(14.4%)より1.5%増加し、一昨年度(14.1%)からは1.8%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は3.2%であり、昨年度(4.5%)より1.3%減少しています。

表5-11. 【補正指示】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	50	15.9%	14.4%	14.1%	9.8%	11.4%
4:比較的満足	125	39.7%	41.6%	46.9%	47.8%	41.9%
3:普通	130	41.3%	39.7%	37.4%	38.4%	42.8%
2:比較的不満	10	3.2%	3.4%	1.3%	3.6%	3.9%
1:不満	0	0.0%	0.9%	0.3%	0.4%	0.0%
合計	315	100%	100%	100%	100%	100%

図5-11. 【補正指示】理解しやすい文言

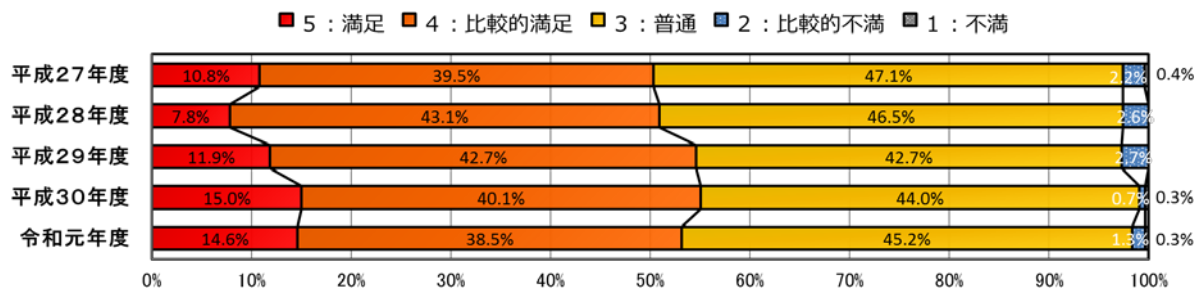


- ・【補正指示】適切な応答について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は53.1%であり、うち「満足」の割合は14.6%と昨年度(15.0%)より0.4%減少し、一昨年度(11.9%)からは2.7%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は1.6%であり、昨年度(1.0%)より0.6%増加しています。

表5-12. 【補正指示】適切な応答

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	44	14.6%	15.0%	11.9%	7.8%	10.8%
4:比較的満足	116	38.5%	40.1%	42.7%	43.1%	39.5%
3:普通	136	45.2%	44.0%	42.7%	46.5%	47.1%
2:比較的不満	4	1.3%	0.7%	2.7%	2.6%	2.2%
1:不満	1	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%
合計	301	100%	100%	100%	100%	100%

図5-12. 【補正指示】適切な応答

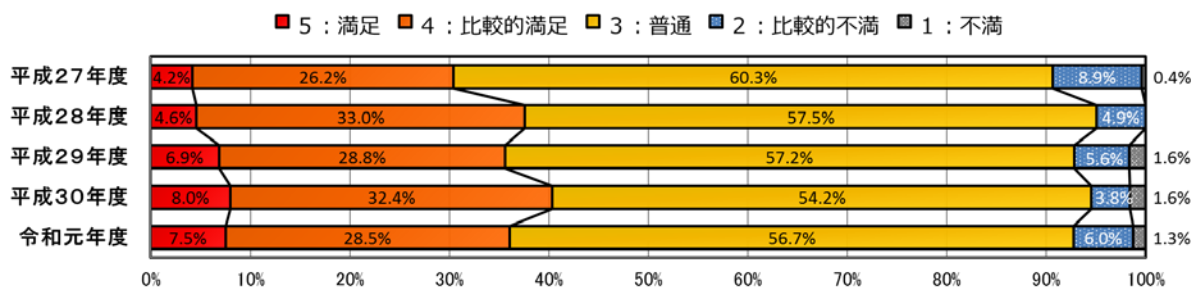


- ・【拒絶査定】必要な説明について、「普通」以上の評価の割合は92.7%であり、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答は36.0%と昨年度(40.4%)と比較をすると4.4%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は7.3%であり、昨年度(5.4%)より1.9%増加しています。

表5-13. 【拒絶査定】必要な説明

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	24	7.5%	8.0%	6.9%	4.6%	4.2%
4:比較的満足	91	28.5%	32.4%	28.8%	33.0%	26.2%
3:普通	181	56.7%	54.2%	57.2%	57.5%	60.3%
2:比較的不満	19	6.0%	3.8%	5.6%	4.9%	8.9%
1:不満	4	1.3%	1.6%	1.6%	0.0%	0.4%
合計	319	100%	100%	100%	100%	100%

図5-13. 【拒絶査定】必要な説明

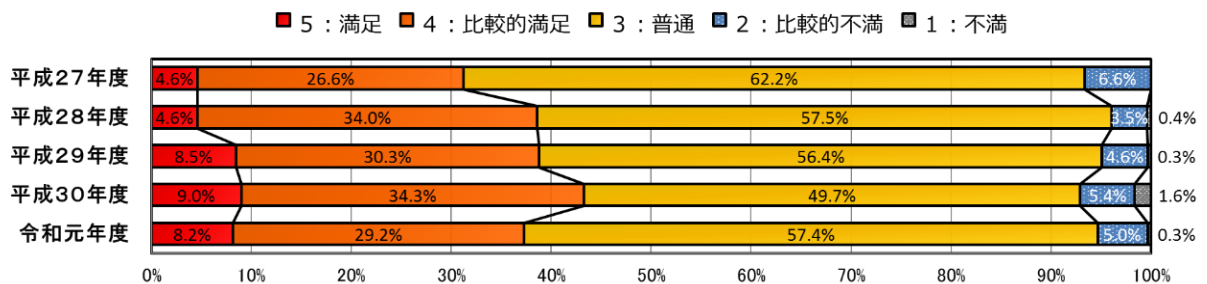


- ・【拒絶査定】理解しやすい文言について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は37.4%であり、昨年度(43.3%)より5.9%減少しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は5.3%であり、昨年度(7.0%)より1.7%減少しています。

表5-14. 【拒絶査定】理解しやすい文言

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	26	8.2%	9.0%	8.5%	4.6%	4.6%
4:比較的満足	93	29.2%	34.3%	30.3%	34.0%	26.6%
3:普通	185	57.4%	49.7%	56.4%	57.5%	62.2%
2:比較的不満	16	5.0%	5.4%	4.6%	3.5%	6.6%
1:不満	1	0.3%	1.6%	0.3%	0.4%	0.0%
合計	321	100%	100%	100%	100%	100%

図5-14. 【拒絶査定】理解しやすい文言

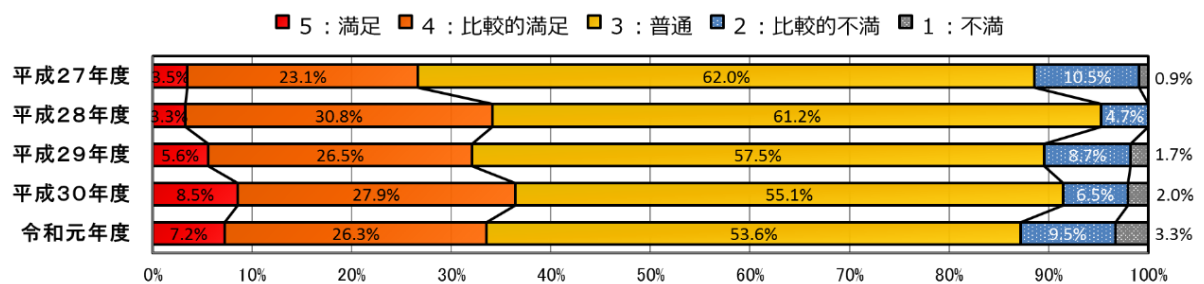


- ・【拒絶査定】適切な応答について、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は33.5%であり、うち「満足」の割合は7.2%と昨年度(8.5%)より1.3%減少し、一昨年度(5.6%)からは1.6%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は12.8%であり、昨年度(8.5%)より4.3%増加しています。

表5-15. 【拒絶査定】適切な応答

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	22	7.2%	8.5%	5.6%	3.3%	3.5%
4:比較的満足	80	26.3%	27.9%	26.5%	30.8%	23.1%
3:普通	163	53.6%	55.1%	57.5%	61.2%	62.0%
2:比較的不満	29	9.5%	6.5%	8.7%	4.7%	10.5%
1:不満	10	3.3%	2.0%	1.7%	0.0%	0.9%
合計	304	100%	100%	100%	100%	100%

図5-15. 【拒絶査定】適切な応答

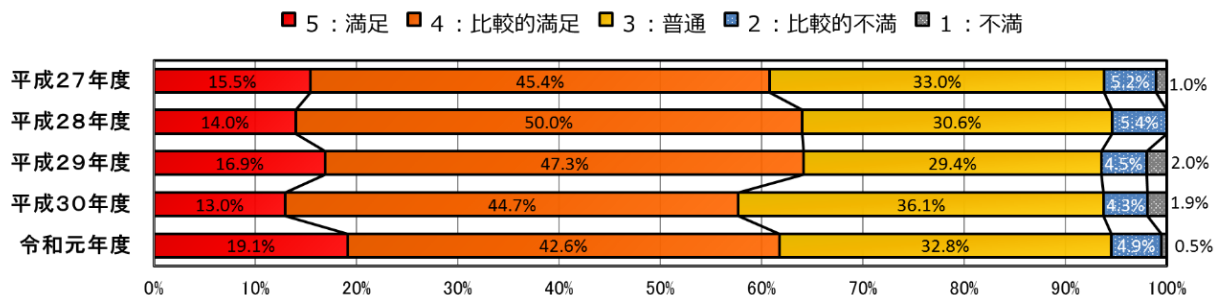


- ・電話・面接対応について、「普通」以上の評価の割合は94.5%であり、特に「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた肯定的な回答の割合は61.7%であり、昨年度(57.7%)より4.0%増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答は5.4%であり、昨年度(6.2%)より0.8%減少しています。

表5-16. 審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
5:満足	35	19.1%	13.0%	16.9%	14.0%	15.5%
4:比較的満足	78	42.6%	44.7%	47.3%	40.0%	45.4%
3:普通	60	32.8%	36.1%	29.4%	30.6%	33.0%
2:比較的不満	9	4.9%	4.3%	4.5%	5.4%	5.2%
1:不満	1	0.5%	1.9%	2.0%	0.0%	1.0%
合計	183	100%	100%	100%	100%	100%

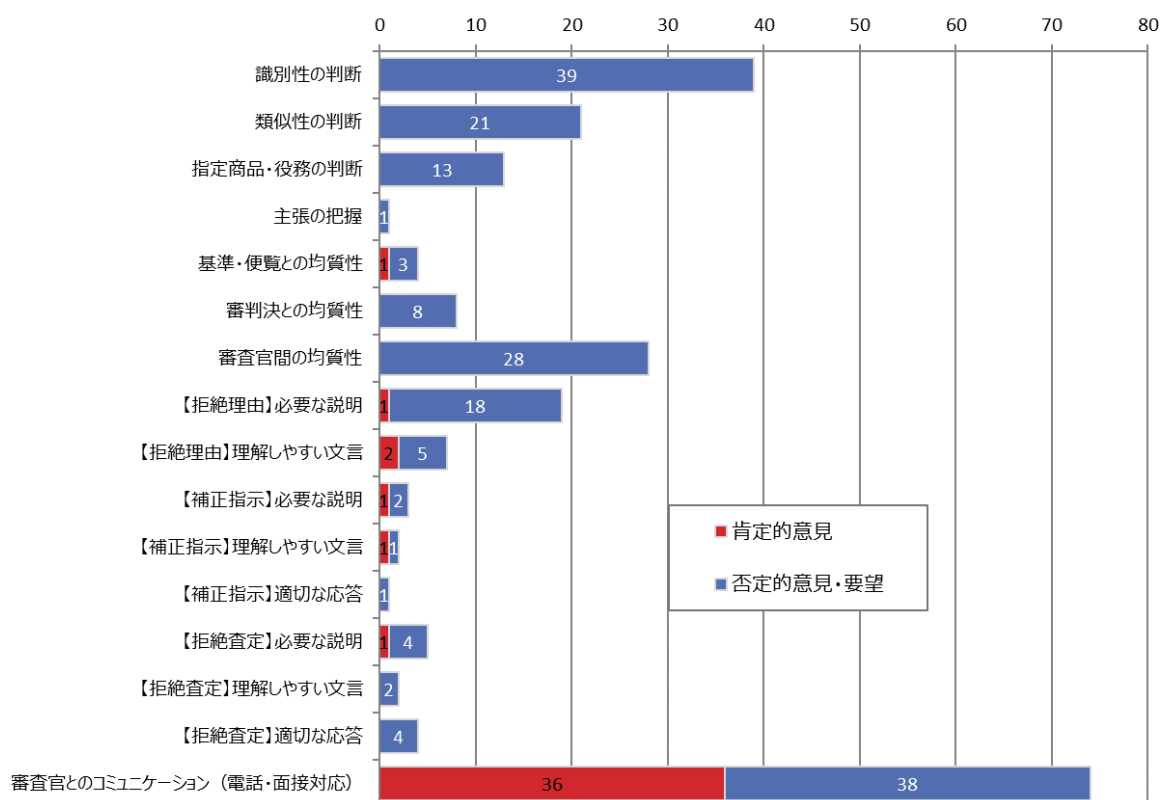
図5-16. 審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）



③商標審査に関する個別項目に係る質に対するコメント（意見・要望）について

図6は、自由記載欄におけるコメントの内容を分析し、関連する項目毎に便宜的に分類し、肯定的意見又は否定的意見・要望の別で集計したものです²。

図6．各個別項目に関するコメント数



コメント数が最も多かった「審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）」に関しては、「電話での対応が丁寧さに欠け、納得のいく応答が得られなかった。」というコメントや「審査官によって対応にばらつきがある。」また、「特許の審査と比較し、商標の審査では面接などのコミュニケーションが積極的ではない印象がある。」というコメントがある一方で、肯定的なコメントとして、「商品役務の補正について、適切な指示があった・相談にのってもらえた。」というコメントや「質問に対してわかりやすい言葉で回答をしてくれた。」「定型的な回答ではなく柔軟な対応をしてくれた。」などのコメントも複数ありました。

² 1つの回答に複数の項目に対する内容が含まれる場合は、各々、項目別に集計しました。

コメント数が2番目に多かった「識別性の判断」に関しては、「識別力の無い又は極めて弱いと思われる商標も多数登録となっているため、使用予定の商標については安全確保のために出願せざるを得ない。」という、いわゆる識別性判断の厳格化を求めるコメントが複数ありました。一方、「識別力の判断は、厳しくなっており、この傾向で進めて欲しい。」や「識別力の基準（特にアルファベットと数字の組合せ）の緩和を検討頂いてほしい。」との意見もありました。また、「HPの信用性が高いものなのか等の根拠は全く示されず、インターネットの検索にヒットするから識別力がないとされるのは合理的・客観的な根拠を欠くものであり、納得性にかける。」や「HPでの記載を拒絶理由の根拠として採用した理由、判断の経緯を明確にしてほしい」といったコメントも複数ありました。

コメント数が3番目に多かった「審査官間の均質性」に関しては、「審査官によって識別力無しの判断の根拠とした事例の提示内容や拒絶理由の記載内容にばらつきがある。」というコメントや「類否判断において、審査官自身が併存登録など過去の案件を考慮して判断されている場合と、画一的に判断している場合とに分かれるように思う。」また、「指定商品・役務の補正案の提示の際、指定商品・役務の表記についてばらつきがあるので統一をしてほしい。」というコメントがありました。

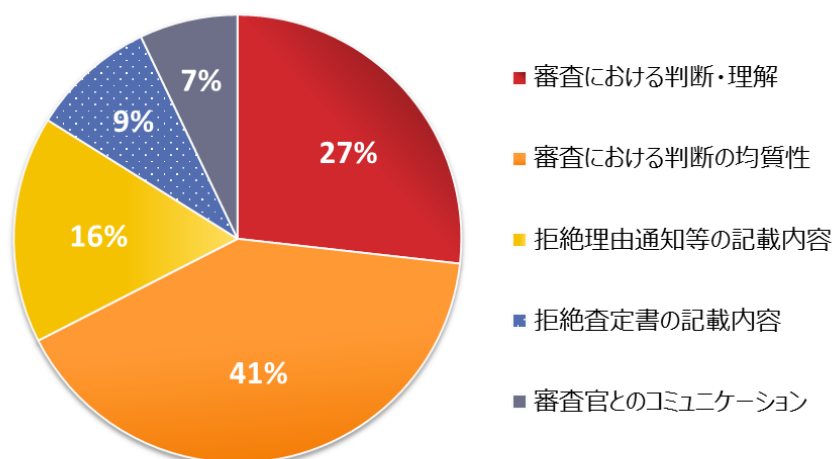
コメント数が4番目に多かった「類似性の判断」に関しては、「結合商標において、一方の要素が著名であり、もう一方の要素が明らかに識別力のないものであっても、全体観察で登録になってしまう傾向があるように感じる。」や「結合商標の類否判断が統一されていないように感じる。具体例や判断要素についてガイドラインなどを公表してほしい。」という結合商標の類否判断についてのコメントが複数ありました。また、「文字商標であって称呼が同一でも外観に僅かな差異があれば拒絶理由通知もなく登録にいたるケースなど、類似の範囲がより狭くなっているように感じる。」との意見もありました。

④今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について

- ・ 今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目については、「審査における判断の均質性」（41%）の割合が最も多く、「審査における判断・理解」（27%）、「拒絶理由通知等の記載内容」（16%）がそれに続いて多くなっています。

図7は、今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目の割合を示しています。

図7. 審査の充実に向けて注力すべき項目



商標審査の充実に向けて今後注目すべき項目としては、「審査における判断の均質性」を選択したユーザーが最も多く、全体の約4割を占める結果となりました。

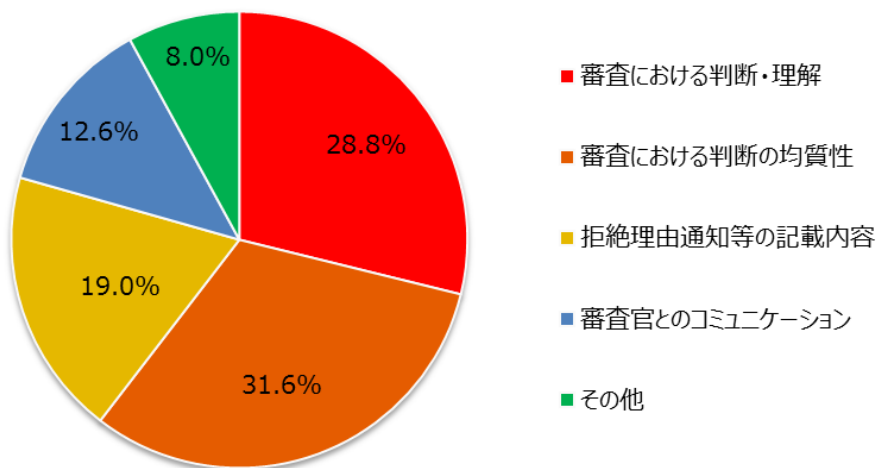
自由記載欄のコメントにおいても、「審査官間の均質性」に関して審査官間の判断のバラツキ改善を要望するコメントが、また「識別性の判断」、「類似性の判断」及び「指定商品・役務の判断」の個別項目に関しても同様に、判断の均質性の改善を要望するコメントが多くありました。

⑤他国庁との比較について

- ・他国庁との比較について、日本国特許庁の方が優れていると感じる点については、「審査における判断の均質性」（31.6%）の割合が最も多く、「審査における判断・理解」（28.8%）、「拒絶理由通知等の記載内容」（19.0%）がそれに続いて多くなっています。
- ・他国庁との比較について、日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁として、「米国特許商標庁」（8.8%）、「欧州連合知的財産庁」（2.9%）、「中国国家知識産権局」（2.7%）、「韓国特許庁」（1.1%）の順に回答数が多い結果となりましたが、約85%（316件）の者が上記の国のいずれにもチェックしておらず、全体として、他国の方が優れているという回答の割合は少ないものでした。

図8は、商標審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる項目の割合を示しています。

図8. 他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる項目



他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる項目としては、「審査における判断の均質性」を選択したユーザーが最も多く、「審査における判断・理解」、「拒絶理由通知等の記載内容」がそれに続いて多くなっています。自由記載欄のコメントにおいては、「審査官毎の主観によって拒絶理由が左右される（公序良俗に反する等）ケースは少ない。」というコメントや「他国特許庁と比べると、審査基準・審判決にもとづく判断が比較的一定していて、予測可能性のある判断が多い。」という審査判断の均質性を評価するコメントが複数ありました。

図9は、商標審査の質に関し、日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁の割合を示したものです。また、表7は、回答者のコメントを分析して類型化した結果を示したものです。図10～図12は、商標審査の質に関し、日本国特許庁と他国の特許庁の比較を項目別の評価で示したものです。

図9．日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁についての割合

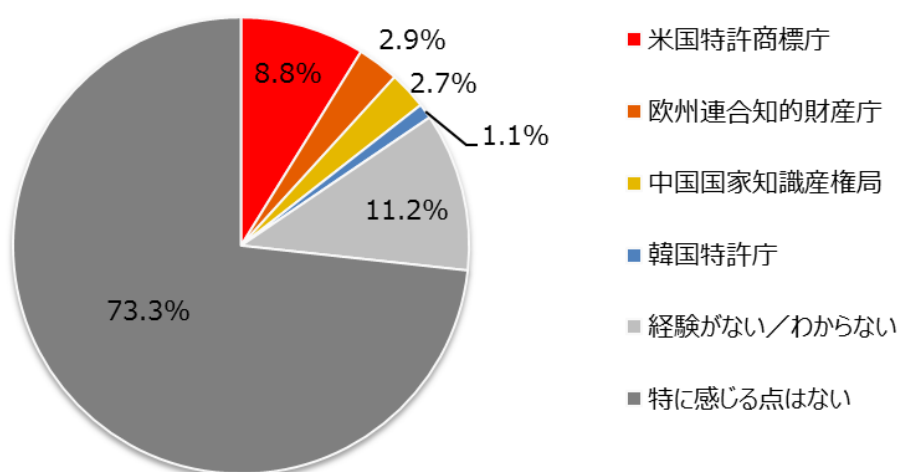


表7．日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点

	米国 特許商標庁	欧州連合 知的財産庁	中国国家 知識産権局	韓国 特許庁
情報公開について	6	2	1	0
電子化システム	1	1	0	0
拒絶理由通知書等の記載	6	0	0	1
審査における判断・理解	3	0	1	0
審査における判断の均質性	1	0	0	0
審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）	1	0	0	0
識別性の判断	0	1	0	0
類似性の判断	1	0	2	0
指定商品・役務の判断	1	0	0	0
審査のスピード	4	1	3	0
制度・手続き	3	0	2	0

図9のとおり、日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他国の特許庁として米国特許庁を挙げた者が最も多く、特に情報公開に関する点が優れているとする意見及び拒絶理由通知等の記載に関する点が優れているとする意見が多く見られました。これらの意見の具体的な内容としては、「全案件のステータスやそれに係る通知内容等がリアルタイムで簡単に確認可能であり、拒絶理由通知書にその理由を詳細に記録、説明しているので、審査官の意図が把握しやすい。」といった出願情報、経緯情報などの公開範囲の広さや公開までのスピードの早さに関するコメントや、「個々のオフィスアクションの内容が極めて明確であり、補正指示の内容も充足していることから納得感が高く、また意見書作成の際にも出願人の負担が少ない。」という意見がありました。

また、次点として欧州連合知的財産庁、中国国家知識産権局を挙げる者が多く、理由として識別性の判断、類似商標の判断が厳しい点や審査のスピードを評価するコメントがありました。

図10．識別性の判断

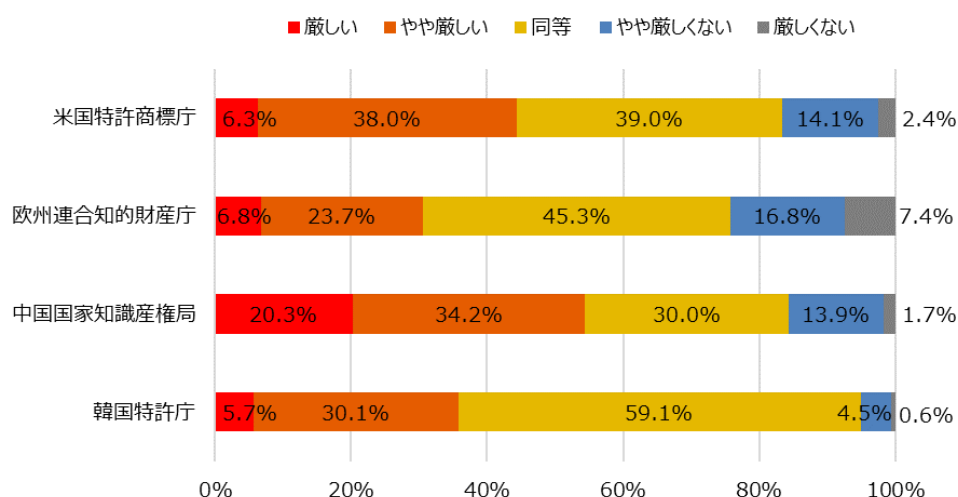


図11．類似性の判断

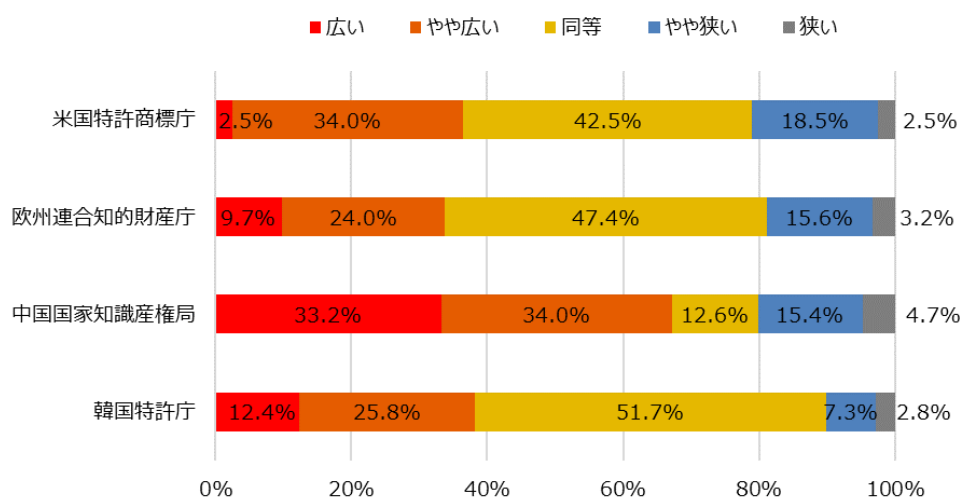
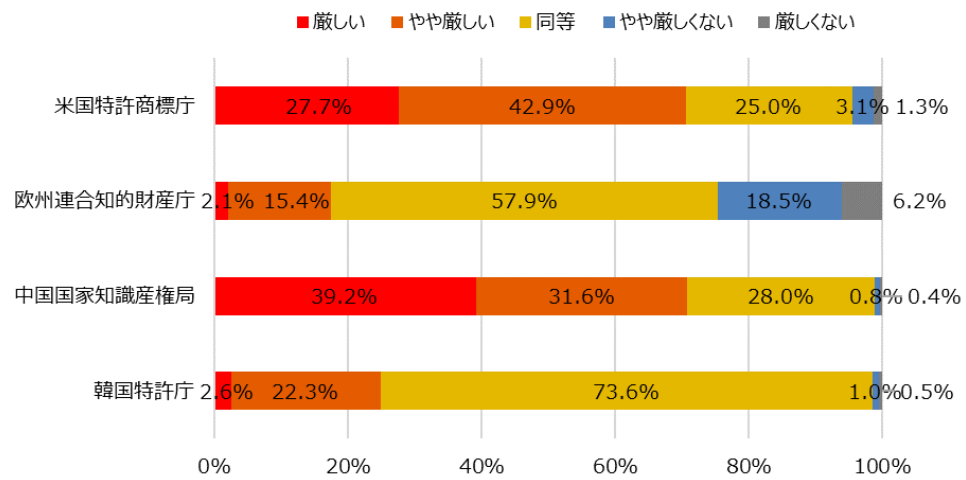


図 1 2. 指定商品・役務の判断



(2) 特定の商標登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果

①調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

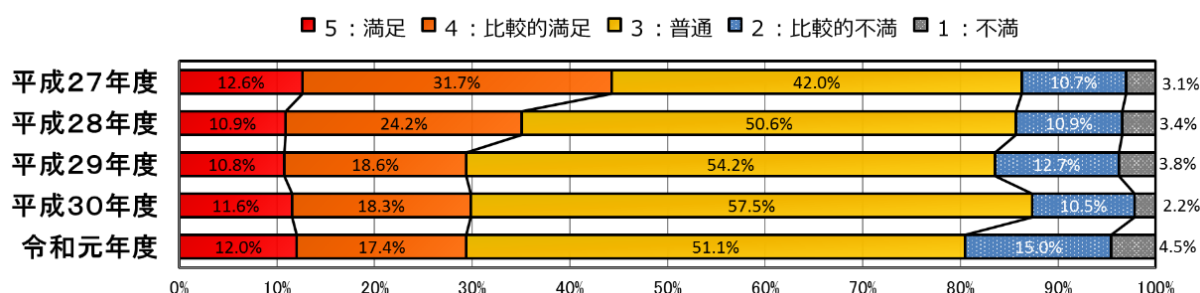
- ・調査対象となった特定の商標登録出願における審査に関する全体としての質の評価（全体評価）において、「普通」以上の評価の割合は80.5%であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると29.4%の割合を示しました。また「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた値は19.5%の割合を示しました。
- ・昨年度と比較すると、「満足」と「比較的満足」の評価をあわせた肯定的な回答の割合は、ほぼ横ばいで推移している一方、「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた否定的な回答の割合は、昨年度（12.7%）より6.8%増加しています。

表8及び図13は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査について、全体としてどのように感じているかにつき、5段階評価を集計したものです。

表8．全体評価（特定出願）

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
満足	45	12.0%	11.6%	10.8%	10.9%	12.6%
比較的満足	65	17.4%	18.3%	18.6%	24.2%	31.7%
普通	191	51.1%	57.5%	54.2%	50.6%	42.0%
比較的不満	56	15.0%	10.5%	12.7%	10.9%	10.7%
不満	17	4.5%	2.2%	3.8%	3.4%	3.1%
合計	374	100%	100%	100%	100%	100%

図13．全体評価（特定出願）



②調査対象案件における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分別の集計）

- ・「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた割合は、「拒絶査定」案件（21.0%）、「登録査定」案件（42.5%）の割合を示しました。昨年度と比較をすると「満足」と「比較的満足」を合わせた評価の割合は「拒絶査定」案件では減少し「登録査定」案件では増加しています。
- ・「不満」と「比較的不満」の評価を合わせた割合は、「拒絶査定」案件（24.1%）、「登録査定」案件（12.3%）の割合を示しており昨年度と比較をすると「不満」と「比較的不満」を合わせた評価の割合は増加しています。

表9～表10及び図14～図15は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査についての評価（全体評価）を、最終処分別に集計したものです。

なお、ここでは最終処分別に以下の2種類に分けて集計しています。

「拒絶査定」案件：拒絶査定がなされた案件。

「登録査定」案件：拒絶理由が通知されたものの、その後、意見書や手続補正書の提出により当該理由が解消されたため、登録査定がなされた案件、及び拒絶理由が通知されることなく、登録査定がなされた案件。

表9．全体評価（「拒絶査定」案件）

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
満足	19	8.3%	8.9%	8.8%	10.0%	8.9%
比較的満足	29	12.7%	15.0%	15.4%	19.5%	24.0%
普通	125	54.8%	59.8%	57.7%	54.5%	50.7%
比較的不満	42	18.4%	13.0%	13.1%	12.1%	13.7%
不満	13	5.7%	3.3%	5.0%	3.9%	2.7%
合計	228	100%	100%	100%	100%	100%

図 1 4．全体評価（「拒絶査定」案件）

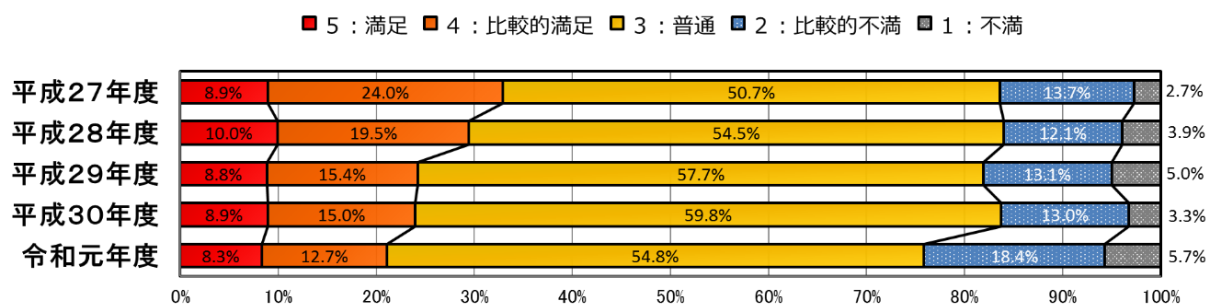
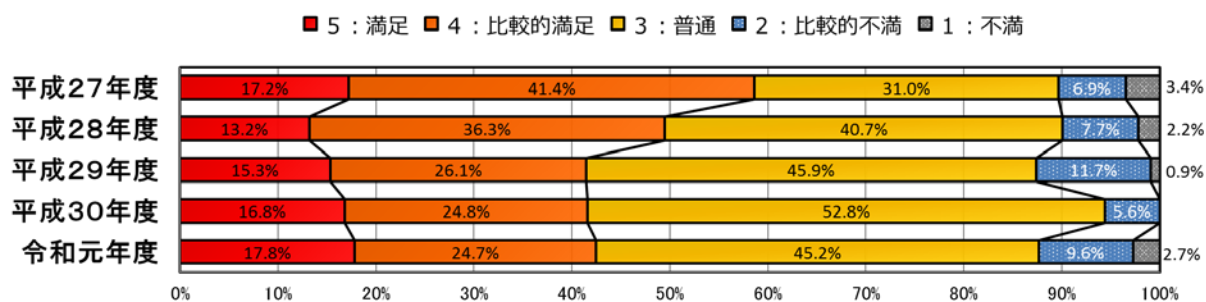


表 1 0．全体評価（「登録査定」案件）

5段階評価	回答数	割合	割合 (平成 30 年)	割合 (平成 29 年)	割合 (平成 28 年)	割合 (平成 27 年)
満足	26	17.8%	16.8%	15.3%	13.2%	17.2%
比較的満足	36	24.7%	24.8%	26.1%	36.3%	41.4%
普通	66	45.2%	52.8%	45.9%	40.7%	31.0%
比較的不満	14	9.6%	5.6%	11.7%	7.7%	6.9%
不満	4	2.7%	0.0%	0.9%	2.2%	3.4%
合計	146	100%	100%	100%	100%	100%

図 1 5．全体評価（「登録査定」案件）



③調査対象案件における商標審査の質について（拒絶理由別の集計）

表11～表16及び図16～図21は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査についての評価（全体評価及び個別項目評価）を、通知された拒絶理由別に集計したものです。なお、1つの案件に対して、該当する複数の拒絶理由が通知されている場合は、各々、拒絶理由別に集計しました。

（a）商標法第3条第1項各号（識別性）の拒絶理由が通知された案件

表11～表12及び図16～図17は、調査対象案件中、商標法第3条第1項各号の拒絶理由が通知された案件に関して、全体評価及び識別性の判断に関する評価について集計したものです。

表11．全体評価（商標法第3条第1項各号）

全体評価						
5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
満足	12	7.0%	11.1%	11.0%	10.4%	10.6%
比較的満足	23	13.5%	17.3%	14.1%	25.3%	33.7%
普通	91	53.2%	59.9%	57.1%	51.9%	38.5%
比較的不満	33	19.3%	9.3%	14.7%	9.1%	15.4%
不満	12	7.0%	2.5%	3.1%	3.2%	1.9%
合計	171	100%	100%	100%	100%	100%

図16．全体評価（商標法第3条第1項各号）

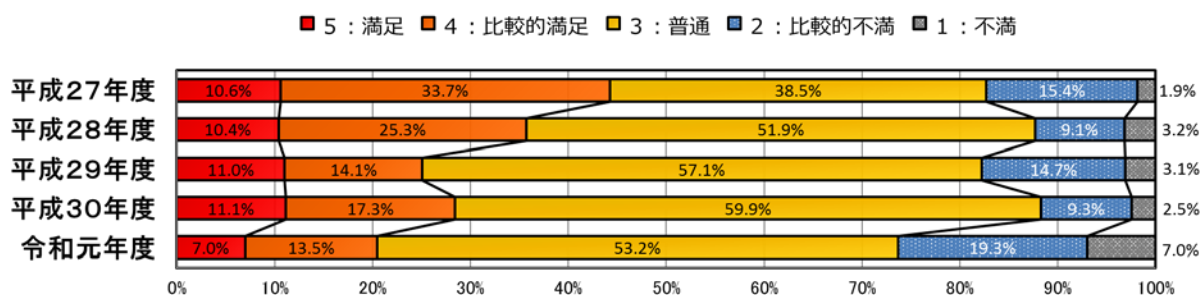
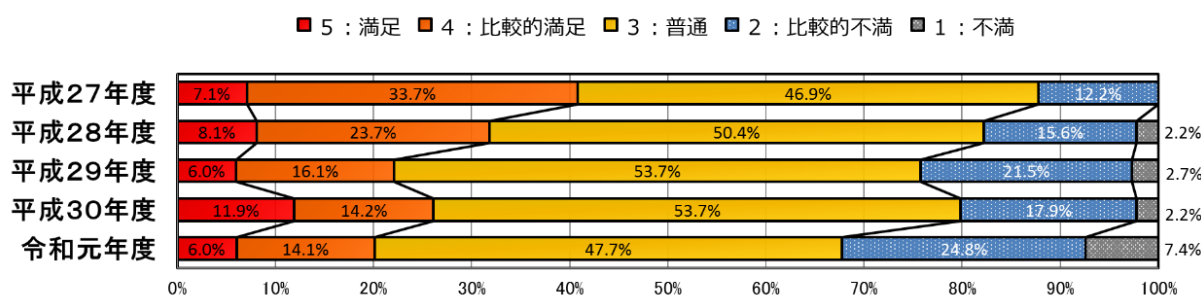


表 1 2. 識別性の判断（商標法第 3 条第 1 項各号）

識別性の判断						
5 段階評価	回答数	割合	割合 (平成 30 年)	割合 (平成 29 年)	割合 (平成 28 年)	割合 (平成 27 年)
満足	9	6.0%	11.9%	6.0%	8.1%	7.1%
比較的満足	21	14.1%	14.2%	16.1%	23.7%	33.7%
普通	71	47.7%	53.7%	53.7%	50.4%	46.9%
比較的不満	37	24.8%	17.9%	21.5%	15.6%	12.2%
不満	11	7.4%	2.2%	2.7%	2.2%	0%
合計	149	100%	100%	100%	100%	100%

図 1 7. 識別性の判断（商標法第 3 条第 1 項各号）



（b）商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号（類似性）の拒絶理由が通知された案件

表 1 3～表 1 4 及び図 1 8～図 1 9 は、調査対象案件中、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号の拒絶理由が通知された案件に関して、全体評価及び類似性の判断に関する評価について集計したものです。

表 1 3. 全体評価（商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号）

全体評価						
5 段階評価	回答数	割合	割合 (平成 30 年)	割合 (平成 29 年)	割合 (平成 28 年)	割合 (平成 27 年)
満足	21	11.3%	12.4%	10.1%	11.6%	11.0%
比較的満足	35	18.8%	13.7%	19.7%	20.6%	31.4%
普通	101	54.3%	59.5%	53.7%	51.0%	43.2%
比較的不満	22	11.8%	13.1%	11.7%	12.9%	9.3%
不満	7	3.8%	1.3%	4.8%	3.9%	5.1%
合計	186	100%	100%	100%	100%	100%

図 18. 全体評価（商標法第 4 条第 1 項第 1 号）

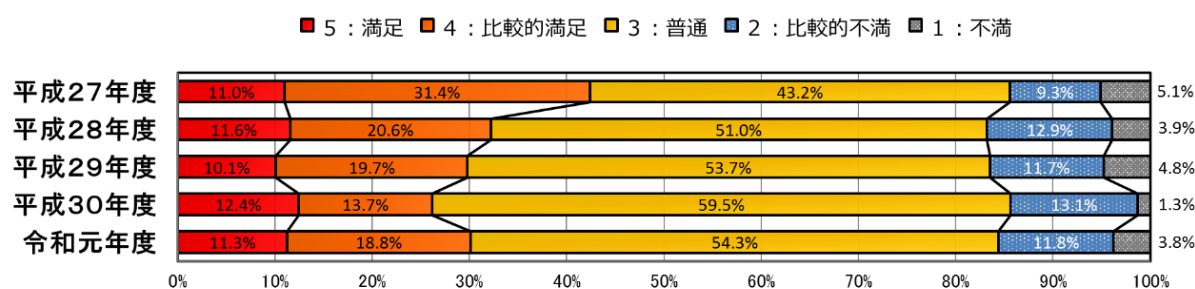
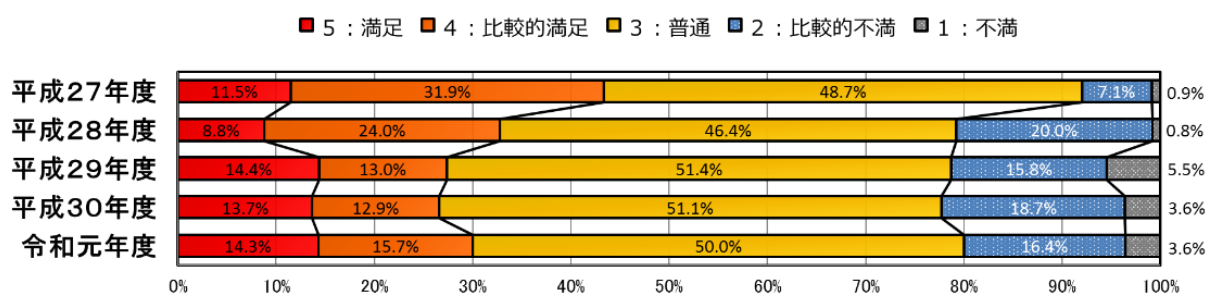


表 14. 類似性の判断（商標法第 4 条第 1 項第 1 号）

類似性の判断						
5段階評価	回答数	割合	割合 (平成 30 年)	割合 (平成 29 年)	割合 (平成 28 年)	割合 (平成 27 年)
満足	20	14.3%	13.7%	14.4%	8.8%	11.5%
比較的満足	22	15.7%	12.9%	13.0%	24.0%	31.9%
普通	70	50.0%	51.1%	51.4%	46.4%	48.7%
比較的不満	23	16.4%	18.7%	15.8%	20.0%	7.1%
不満	5	3.6%	3.6%	5.5%	0.8%	0.9%
合計	140	100%	100%	100%	100%	100%

図 19. 類似性の判断（商標法第 4 条第 1 項第 1 号）



(c) 商標法第6条各項（指定商品・役務）の拒絶理由が通知された案件

表15～表16及び図20～図21は、調査対象案件中、商標法第6条各項の拒絶理由が通知された案件に関して、全体評価及び指定商品・役務の判断に関する評価について集計したものです。

表15. 全体評価（商標法第6条各項）

全体評価						
5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
満足	15	26.8%	20.7%	16.3%	12.8%	20.0%
比較的満足	14	25.0%	32.8%	27.9%	38.5%	31.4%
普通	24	42.9%	41.4%	46.5%	43.6%	42.9%
比較的不満	2	3.6%	5.2%	9.3%	2.6%	5.7%
不満	1	1.8%	0.0%	0.0%	2.6%	0%
合計	56	100%	100%	100%	100%	100%

図20. 全体評価（商標法第6条各項）

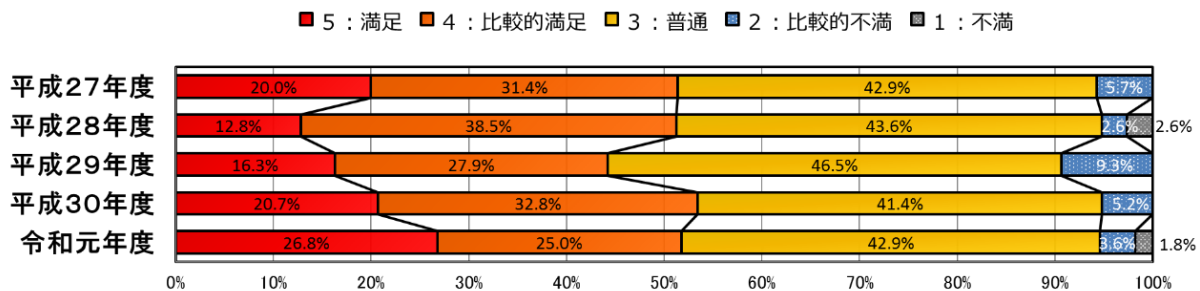
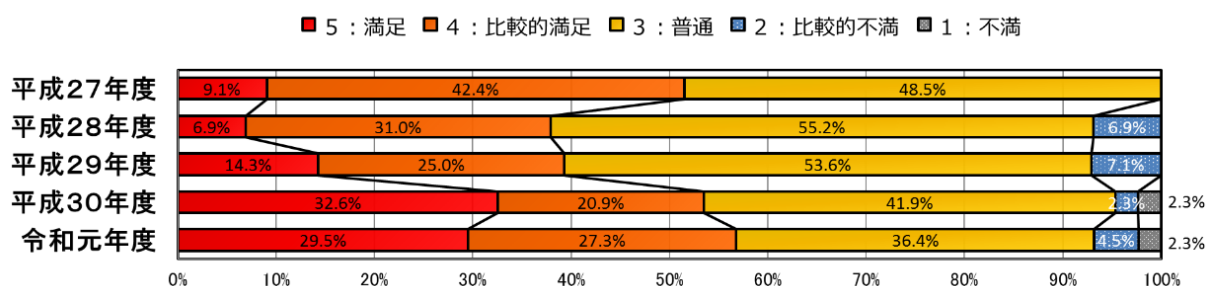


表16. 指定商品・役務の判断（商標法第6条各項）

指定商品・役務の判断						
5段階評価	回答数	割合	割合 (平成30年)	割合 (平成29年)	割合 (平成28年)	割合 (平成27年)
満足	13	29.5%	32.6%	14.3%	6.9%	9.1%
比較的満足	12	27.3%	20.9%	25.0%	31.0%	42.4%
普通	16	36.4%	41.9%	53.6%	55.2%	48.5%
比較的不満	2	4.5%	2.3%	7.1%	6.9%	0%
不満	1	2.3%	2.3%	0.0%	0%	0%
合計	44	100%	100%	100%	100%	100%

図 2 1．指定商品・役務の判断（商標法第 6 条各項）



④調査対象案件における商標審査の質について（その他の個別項目）

図 2 2 及び図 2 3 は、調査対象となった特定の商標登録出願における審査についての評価を、個別項目別に集計したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票【B票】（付録）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

拒絶理由通知書の内容・記載（2. ①）、補正指示書の内容・記載（2. ②）、拒絶査定の内容・記載（2. ③）、主張の把握（3. ①）、審査官とのコミュニケーション（3. ②）

図 2 2. 通知内容及び記載ぶり並びにその他の個別項目の度数分布

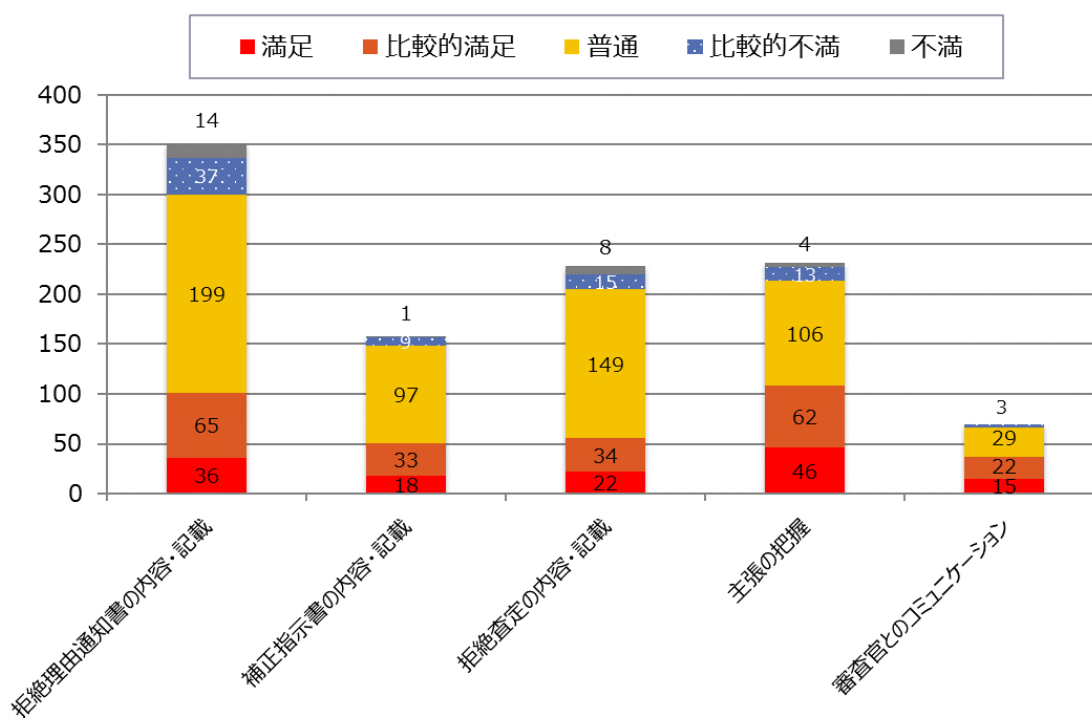
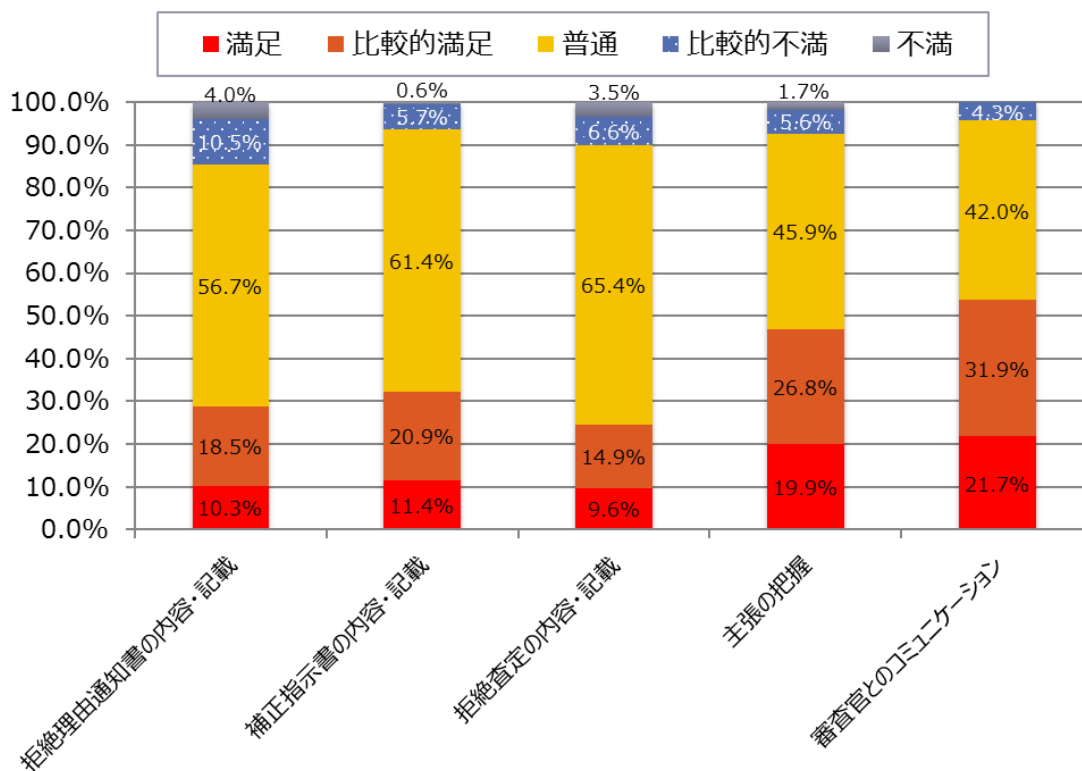


図 2 3. 通知内容及び記載ぶり並びにその他の個別項目の割合



3. 集計分析

(1) 回答内容の詳細分析

① 個別項目の評価と全体評価との相関分析

商標審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくに当たり、どのような点に優先的に注力すべきかを把握するため、各個別項目に対する質の評価が全体評価に対して与える影響について分析しました。分析方法としては、全体評価と各個別項目の評価との間の相関関係の大きさを示す係数（相関係数）による方法を用いました。

- ・ 個別項目についての評価と、全体評価との相関とを考慮すると、「識別性の判断」、「基準・便覧との均質性」といった項目が重点課題であると言えます。
- ・ 一方、「指定商品・役務の判断」、「類似性の判断」、「【拒絶理由】必要な説明」の項目は、ユーザーから一定の評価を得ていると言えます。

表17及び図24は、各個別項目の評価の平均と（「満足」を5、「比較的満足」を4、「普通」を3、「比較的不満」を2、「不満」を1としています。）、各個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

図24（上）のグラフ中、特に評価が低く、かつ、全体評価との相関係数が大きい項目（グラフの左上にある項目）、すなわち、「識別性の判断」、「基準・便覧との均質性」といった点が、改善に取り組むべき重点的な課題であることが分かりました。

一方、図24（上）のグラフ中、全体評価との相関係数が比較的大きく、かつ、評価も比較的高い項目（グラフの右上にある項目）である「指定商品・役務の判断」、「類似性の判断」、「【拒絶理由】必要な説明」は、ユーザーから一定の評価を得ていると言えます。

表 1 7. 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数³

評価項目	評価 (平均)	全体評価と の相関係数	全体評価と の相関係数 (昨年度)
識別性の判断 ⁴	3.20	0.63	0.62
類似性の判断 ⁵	3.36	0.53	0.56
指定商品・役務の判断 ⁵	3.48	0.54	0.60
主張の把握	3.47	0.49	0.57
基準・便覧との均質性 ⁴	3.26	0.58	0.65
審判決との均質性	3.13	0.48	0.55
審査官間の均質性	3.10	0.49	0.58
【拒絶理由】必要な説明 ⁶	3.48	0.51	0.53
【拒絶理由】理解しやすい文言	3.53	0.49	0.51
【補正指示】必要な説明	3.72	0.46	0.47
【補正指示】理解しやすい文言	3.68	0.43	0.47
【補正指示】適切な応答	3.66	0.47	0.58
【拒絶査定】必要な説明	3.35	0.41	0.49
【拒絶査定】理解しやすい文言	3.40	0.44	0.48
【拒絶査定】適切な応答	3.25	0.44	0.52
審査官とのコミュニケーション (電話・面接対応)	3.75	0.48	0.42

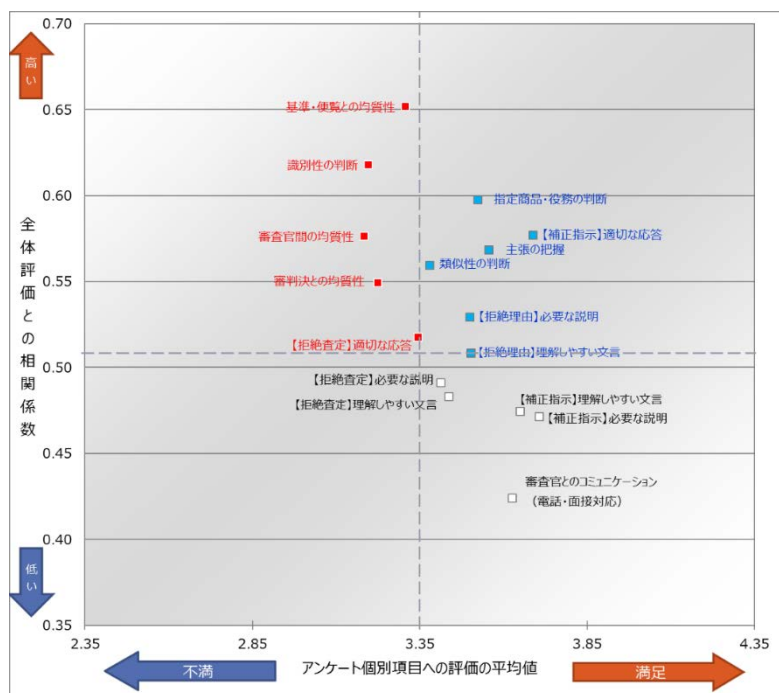
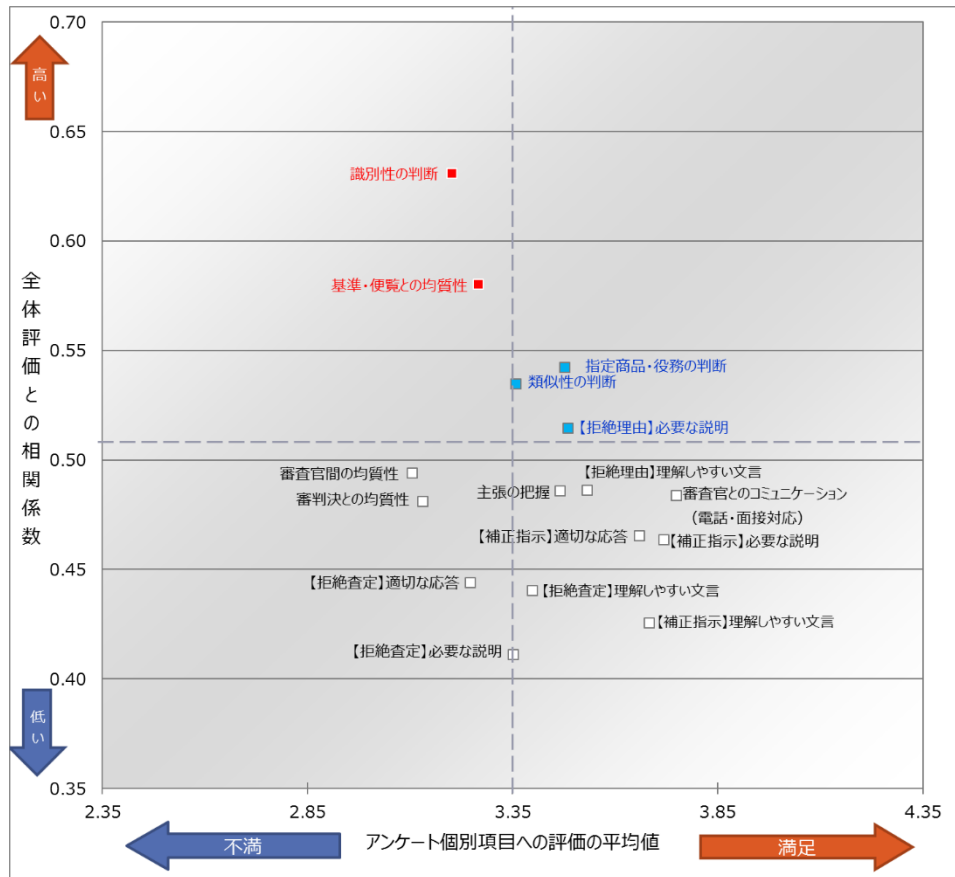
³ 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

⁴ 重点課題と考えられる評価項目（今年度と昨年度）

⁵ ユーザーから評価されたと考えられる評価項目（今年度と昨年度）

⁶ ユーザーから評価されたと考えられる評価項目（今年度）

図 2 4．個別項目の評価と全体評価との相関係数（下は昨年度）



(2) 分析結果のポイント

本調査の集計結果及び分析の結果から得られた全体の傾向及び個別の重点事項等は、以下のとおりです。

① 全体の傾向

今年度のユーザー評価調査の全体の傾向を概観してみますと、まず商標審査全般の質に関する評価として昨年度と比較すると、「満足」、「比較的満足」の上位評価割合が5.5%減少し、「不満」、「比較的不満」の下位評価割合が2.8%増加しており、満足の割合が減って、不満も若干増えている傾向が見受けられました。数値的に見ると、上位評価割合が5.5%、下位評価割合が2.8%の相違であることから、満足度が減少している傾向にあると分析しています。その他、個別の評価項目について見てみますと、全体としては「満足」、「比較的満足」の上位評価割合が減少している項目が多数見受けられ、「不満」、「比較的不満」の下位評価割合も若干増えてきている傾向にあり、昨年度と比較すると、満足層の減少と不満層の増加が見て取れます。

② 個別の重点事項

(i) 識別性の判断

商標の識別性の判断については、審査全般の質に関する評価において、図5-1に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が18.0%となっており、また、表17に示すとおり相関係数は「0.63」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

自由記載欄のコメントについては、識別性の判断に関するコメントは数多くあり、ユーザーからの関心の高さがうかがえました。具体的には、「識別性の判断が依然緩く、説明的と思われる商標が登録となる傾向が強い。」、「識別力の無い又は極めて弱いと思われる商標も多数登録となっているため、使用予定の商標については安全確保のために出願せざるを得ない。」という識別性判断の厳格化を求めるコメントが多数ありました。一方で、識別性判断の現状維持あるいは緩和を求めるコメントも複数ありました。また、「HPでの記載を拒絶理由の根拠として採用した理由、判断の経緯を明確にしてほしい」といった、識別性を判断するための根拠について説明を求めるコメントが多数ありました。

(ii) 類似性の判断

商標の類似性の判断については、審査全般の質に関する評価において、図5-2に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が39.9%あり、また、表17に示すとおり、相関係数は「0.53」となっており全体評価

に影響しやすいとの分析が得られ、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

自由記載欄のコメントについては、「類似性の判断について甘い状況が変わらない。」、「文字商標であって称呼が同一でも外観に僅かな差異があれば登録にいたるケースなど、類似の範囲がより狭くなっているように感じる。」という類似性判断の厳格性を求めるコメントや、「結合商標の類否判断が統一されていないように感じる。」といった結合商標の類否判断についてのコメントが複数ありました。

(iii) 基準・便覧との均質性

商標の基準・便覧との均質性については、審査全般の質に関する評価において、図5-5に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が12.7%となっており、また、表17に示すとおり相関係数は「0.58」となっており、全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。

自由記載欄のコメントについては、「審査基準上の判断と異なる事例が散見され、自社で類否判断をする場合に審査基準が参考とならなくなっている。」というコメントや、「4条1項11号、特に結合商標の観察（分離観察か一体観察か）において、現在の運用は審査基準から著しく乖離していると感じる。現在の運用を活かすのであれば、審査基準を変更してルールを明確にしていきたい。審査基準を活かすのであれば、審査基準通りに運用していただきたい。」というコメントがありました。

(iv) 審査官間の均質性

商標の審査官間の均質性については、審査全般の質に関する評価において、図5-7に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が19.7%となっており、昨年度と比較をすると増加している結果を示しました。

自由記載欄のコメントについては、「識別性判断について、審査の均質性にブレが有るように思う。当業者の取引実情に関する情報の深化・共有が更に進むことを望む。」というコメントや、「類否判断の質に差があると感じる。なぜ引用商標と出願商標とが類似するのかを称呼・観念・外観を用いて、丁寧に説明してくれる審査官がいる一方で、そうでない審査官もいる。」、「審査官によって記載内容にばらつきがあり、補正案の提案の有無や、どの部分が不明確であるかを説明する方としない方がいる。」といった様々なコメントがありました。

(v) 審判決との均質性

商標の審判決との均質性については、審査全般の質に関する評価において、図5－6に示すとおり「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が16.6%であり、昨年度と比較をすると増加している結果を示しました。

自由記載欄のコメントについては、「審査段階での類否判断と審判段階での類否判断について均質性をより重視してほしい。」「3条1項3号で拒絶査定となっても、審判で判断が覆ることが多々あり、審判請求ありきの対応が必要となり費用や時間の負担が増えている。」「知財高裁で審決の結論が覆っているケースについては、知財高裁の判断を尊重し、特許庁での統一的判断を速やかに見直してほしい。また、審判で審査結果が覆る割合が大きすぎるので、審査での基準と審判での基準をもっと統一すべきではないか。」という審決と審査判断の乖離を指摘するコメントが多数ありました。

(vi) 指定商品・役務の判断

商標の指定商品・役務の判断については、審査全般の質に関する評価において、図5－3に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が43.9%であり、また、表17に示すとおり、相関係数は「0.54」となっており全体評価に影響しやすいとの分析が得られ、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

(vii) 拒絶理由通知書等の内容・記載ぶり

商標の拒絶理由通知書等の内容・記載ぶりに関する項目のうち、拒絶理由通知書に関する2項目（「【拒絶理由】必要な説明」及び「【拒絶理由】理解しやすい文言」）及び補正書に関する3項目（「【補正指示】必要な説明」、「【補正指示】理解しやすい文言」及び「【補正指示】適切な応答」）については、審査全般の質に関する評価において、図5－8から図5－12に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が50%前後と、比較的高い評価が得られました。

特に「【拒絶理由】必要な説明」の項目については、表17に示すとおり、相関係数は「0.51」となっており全体評価に影響しやすいとの分析が得られました。このことから「【拒絶理由】必要な説明」の項目については、ユーザーから一定の評価を得ている項目であることが分かりました。

自由記載欄のコメントについても、「称呼・外観・想起される観念の3要素を基として丁寧に説明がされていることが多く、その判断も納得性の高いものになりつつあると感じる。」「拒絶理由通知や補正指令の説明が丁寧で分かりやすく満足感がとても高い。」といった通知書の内容について、肯定的なコメントがありました。一方、「先行商標との類否について、なぜ類似している

のかという理由と、具体的に抵触している商品・役務を記載してほしい。」、「商品のカテゴリーにも関わらず、それを品質表示であるという認定について、条項の適用間違いが見られた。」、「各種通知書の記載がやや回りくどく平明さに欠けるように思う。」というコメントも依然としてあり、一定の評価を得ながらも、改善の余地がある項目であることが分かりました。

(viii) 審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）

電話・面接対応については、審査全般の質に関する評価において、図5－16に示すとおり「満足」及び「比較的満足」の評価の割合の合計が61.7%となっており、昨年度と比較をすると増加している結果を示しました。また「不満」及び「比較的不満」の評価の割合の合計が5.4%と昨年度と比較をすると減少している結果を示しており、「普通」の評価の割合が32.8%と昨年度と比較をすると減少している結果を示しました。

自由記載欄のコメントについては、「拒絶理由についての質問や補正指示について疑問があった際、丁寧に適切な対応をしてくれた。」、「査定書面の記載はやや平明に欠けるとの印象であったが、電話や面接で説明を受けた際には判り易く説明をしてくれた。」等、肯定的なコメントが多くありました。一方、「特許や意匠に比べて、審査官からの審査段階での問い合わせが少ないように思う。」、「こちらの説明に対して本当に理解したのかどうか不安が残った。」、「審査官による対応の差が激しいと感じる。」というコメントもあり、一定の評価を得ながらも、改善の余地がある項目であることが分かりました。

4. 平成30年度調査結果との比較検証

今年度の評価において、表3及び図1に見られるように「満足」及び「比較的満足」の合計が昨年度の「47.7%」から「42.2%」と減少しています。また「比較的不満」及び「不満」の合計は昨年度の「7.0%」から「9.8%」と増加しており、昨年度と比較し、全体として、満足度が減少したという結果になりました。

また、表4及び図2に見られるように最近の傾向として、「良くなってきている」の評価の割合が、昨年度「20.4%」から今年度は「16.1%」と減少しており、さらに「悪くなってきている」の評価の割合が、昨年度「4.8%」から今年度は「7.9%」と増加しており、全体として審査の質について不満と感じる傾向が大きくなっていることが分かりました。

「個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数」については、昨年度（図24の下）と今年度（図24の上）の結果を比較すると、全体評価との相関係数が高い項目が減少しており、個別項目による全体評価の影響が低くなっているということが分かりました。

個別項目に関するコメント数については、個別に回答欄を設けている「審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）」に対するコメントが非常に多く、また、個別項目にはないその他の意見として「審査期間」に対するコメントも非常に多くありました。具体的には、「審査着手までの期間が非常に長くなっている。」、「審査結果が届くまでに10ヶ月以上を要しており、それ以前に比べて2倍もしくはそれ以上かかっている。」、「審査が早くても質が悪ければ意味はないと思うが、ファーストアクションは6カ月を目標に通知して頂きたい。」、「審査期間が長くなりすぎると、マドプロ出願による第1国を日本以外とする出願人が増えていくのではないかと懸念する。」という審査期間の短縮を求めるコメントが多く、ユーザーの関心が高いことが窺えました。このことから「審査期間」が全体評価に影響を与えている可能性があることが分かりました。

5. 集計分析によって明らかになった課題への対応

(1) 審査判断に関する課題への対応

審査判断に関しては、「識別性の判断」について、他の項目と比して否定的な回答の割合が多く、自由記載欄におけるコメント数も多い上、全体評価との相関関係も大きい項目であることから、重点項目として取り組んでまいります。具体的には、昨年度改訂を行った商標審査基準も含めた審査基準の検討会等を引き続き実施し、審査官の商標審査基準への理解の徹底を図り、ユーザーが納得感を得られる証拠を適切に提示できるよう努めていきます。また、ユーザーの問題意識がどのような点にあるのかを適切に把握するため、業界や企業との意見交換を継続的に実施していきます。

次に「類似性の判断」については、肯定的回答を4割程得ている一方、自由記載欄におけるコメント数が比較的多く、全体評価との相関係数からみても、ユーザーの注目度が高いことがうかがえます。統計的な分析では一定の評価を得ながらも、改善の余地があるものといえ、ユーザーの方々に対して最終的な審査結果を提供する際には、審査官の類否判断の考え方について、わかりやすく、納得感を得られる記載にするよう努めていきます。

(2) 審査運用面に関する課題への対応

審査運用面に関しては、「審査官間の均質性」、「基準・便覧との均質性」及び「審判決との均質性」に関して、ユーザーの方々の関心が高いことが確認できました。特に「審査官間の均質性」については、否定的な回答の割合は最も高く、自由記載欄におけるコメント数も多いことから、重点項目として取り組んでまいります。具体的には、従前から行っている個別案件についての審査官・管理職間の協議を継続して実施するとともに、その協議結果について審査部門内へ共有の徹底を図ります。また、審査官が、過去の審査案件の内容をより簡便に検索・閲覧できるよう環境を整えるなど、審査官間の判断の均質性の向上について取り組んでまいります。

「基準・便覧との均質性」については、全体評価との相関関係が大きい項目といえます。「審査基準上の判断と異なる事例がある」などのコメントも散見されるため、各審査官において商標審査基準及び商標審査便覧に即した

一貫性、客観性のある審査を徹底します。

「審判決との均質性」については、評価は一昨年と比較すると向上しているものの、他の項目に比して否定的な回答の割合が高くなっています。一方、審判制度の意義等を考慮すると、審査・審判で一義的に判断を揃えることで解決するものではなく、「均質性」をどのように捉えるのかは難しい課題です。しかしながら、最新の審判決の動向を踏まえて審査を行うことは重要であるとの認識の下、審判関連データの分析及び情報共有をより一層図るとともに、審査部門及び審判部門とで定期的な意見交換を行う等、引き続き審査官・審判官間での認識の共有を図ってまいります。

「審査官とのコミュニケーション（電話・面接対応）」については、今年度は商標部門としても重点項目として最重要課題の1つとして取り組んでまいりました。結果、「満足」との回答が平成27年度の調査以来、最も多くなりました。商標の制度ユーザーには、特許・意匠の制度ユーザーと比べて出願人が「個人」である割合が高く、また、代理人を立てていない本人出願の割合も高い点に特徴があるといえます⁷。こういった制度利用に不慣れな個人・中小企業等の出願人や地域団体商標の出願人（権利者）とのコミュニケーションを重視することにより、ユーザーの満足度を高めていくことが重要であることから、引き続き、商標出願人・商標権者に対するコミュニケーション（電話対応や面接等）の更なる向上に努めてまいります。

⁷ 商標は特許・意匠と比べて出願人が「個人」である割合が高く（特許 2.6%、意匠 8.2%、商標 13.8%）、また、代理人を立てていない本人出願の割合も高い（特許 6.9%、意匠 25.0%、商標 39.3%）（出典：特許庁編「特許行政年次報告書 2019 年版」）。

6. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、商標審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（P D C Aサイクル）」において、商標審査業務の評価（C H E C K）として位置付けられます。すなわち、本調査（C H E C K）により、商標審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（A C T）し、これをその後の計画に的確に反映（P L A N）し、当該計画を実践（D O）していく必要があります。

調査対象案件に関する自由記載欄におけるコメント（意見・要望）については、内容を検討・分析し、商標審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させるとともに、「担当審査官へのフィードバック可」と回答があったものについては、担当審査官にフィードバックを行うことにより、商標審査の質の向上を図りました。

今後は、ユーザーニーズの継続的な把握のため、また、商標審査の質を検証するため、来年度以降も同様の調査を行う予定です。調査に当たっては、よりの確にユーザーニーズを把握するため、対象者の選定を含め、設問の構成や調査票の形式等調査手法を改良し、調査を行っていく予定です。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、商標審査及びその関連業務の継続的な改善を推進していくことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録) 調査票

【A票】 商標審査全般の質について	
* 記名又は無記名のいずれの回答を希望するかご回答ください。 ☐ 記名での回答を希望する(下記、記載欄にご記入ください。) ☐ 無記名での回答を希望する	
お名前	ご連絡先(電話) (メール)
企業名	
* 下記【1】、【2】、【3】の問いに 最近(1年程度)の商標審査(審判は含みません)のご経験について お答えください。 * なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただく場合がございます。	
【1】商標審査全般の質について	
	満足 5 比較的満足 4 普通 3 比較的不満 2 不満 1 良くなっている 3 変化していない 2 悪くなっている 1 分からない
1. 最近(1年程度)の商標審査の質全般についてどのように感じていますか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1
2. 最近(1年程度)の商標審査の質全般についてどのような傾向にあると感じていますか。	☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
3. 商標審査に関する各項目①～④の評価についてお答えください。	
① 審査における判断・理解について	
	満足 5 比較的満足 4 普通 3 比較的不満 2 不満 1 分からない
①-1. 商標の識別性(商標法第3条第1項1号～6号)の判断(※)は適切でしたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
※ 商標は、自己と他人の商品又は役務とを区別するために用いられるものであるため、自己と他人の商品・役務を区別することができない商標は登録を受けることができません。「商標の識別性の判断」とは、商標が自己と他人の商品・役務を区別することができるか否かに関する判断を指します。	
①-2. 商標の類似の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
①-3. 指定商品・指定役務に関する審査官の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
①-4. 意見書等における出願人・代理人等の主張の把握は適切でしたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
② 審査における判断の均質性について	
	満足 5 比較的満足 4 普通 3 比較的不満 2 不満 1 分からない
②-1. 商標審査基準・商標審査便覧等の特許庁で公開している情報と、審査官の判断に均質性はありましたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
②-2. 判決・審決の判断と、審査官の判断に均質性はありましたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
②-3. 拒絶理由等について、審査官間の判断に均質性はありましたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
上記②-3.で「2」または「1」をチェックした場合には、その不満の内容を下記から選択してください(複数可)。	
☐ 第3条第1項1号～6号(識別性の判断) ☐ 第4条第1項1号(類似性の判断) ☐ 第6条第1項又は2号(指定商品・役務の判断) ☐ その他(具体的な内容を⑥の記入欄に記載してください)	
③ 通知内容について	
	満足 5 比較的満足 4 普通 3 比較的不満 2 不満 1 分からない
③-1. 拒絶理由通知書の記載内容について	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
③-1-1. 必要な説明がされていましたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
③-1-2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	☐ 5 ☐ 4 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 1 ☐ 分からない
具体的なご意見がございましたら、次ページ⑦のコメント欄にご記入をお願いします	

	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	分からない
③-2. 手続補正指示書の記載内容について						
③-2-1. 必要な説明がされていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-2-2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-2-3. 出願人の主張・提出書類に対し、適切に回答していましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-3. 拒絶査定に記載内容について						
③-3-1. 必要な説明がされていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-3-2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-3-3. 出願人の主張・提出書類に対し、適切に回答していましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
④ 電話、面接等における審査官とのコミュニケーションについて、適切な応対が行われていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑤ コメント（上記④に関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。）						
（記入欄）						
⑥ 上記①～④に関して、特許庁として特に充実に向けて注力した方がよい項目がある場合、その項目をお答えください。						
☐ 審査における判断・理解について ☐ 審査における判断の均質性について ☐ 拒絶理由通知書等の記載内容について ☐ 拒絶査定書の記載内容について ☐ 電話、面接等における審査官とのコミュニケーションについて						
⑦ コメント（上記①～⑥に関して、項目を特定した上で、具体的なご意見の内容をご記入ください。特に「比較的不満」「不満」を選択された場合には、積極的にご意見の内容をご記入ください。）						
（記入欄）						

【2】商標五庁（TM5）における商標審査全般の質について

- ① 商標審査の質に関し、**他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば**、下記から選択してください（複数可）。
また、他国の特許庁の方が優れていると感じる点が特になければ「特に感じる点はない」にチェックを入れてください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 審査における判断・理解 | ☐ 他国の特許庁では審査を受けた経験がない／わからない |
| ☐ 審査における判断の均質性 | ☐ 特に感じる点はない |
| ☐ 拒絶理由通知書等の記載内容 | |
| ☐ 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション | |
| ☐ その他（記入欄にご記入ください） | |

（記入欄）

- ② 商標審査の質に関し、**日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば**、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点をご記入ください。
また、他国の特許庁の方が優れていると感じる点が特になければ「特に感じる点はない」にチェックを入れてください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 米国特許商標庁（USPTO） | ☐ 他国の特許庁では審査を受けた経験がない／わからない |
| ☐ 欧州連合知的財産庁（EUIPO） | ☐ 特に感じる点はない |
| ☐ 中国国家知識産権局（CNIPA） | |
| ☐ 韓国特許庁（KIPO） | |

（記入欄）

- ③ 日本国特許庁と比較して、商標の識別性の判断の印象をお聞かせください。

	（日本国特許庁より）					
	厳しい 5	やや 厳しい 4	同等 3	やや 厳しくない 2	厳しくない 1	分からない
③-1. 米国特許商標庁（USPTO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-3. 中国国家知識産権局（CNIPA）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
③-4. 韓国特許庁（KIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐

- ④ 日本国特許庁と比較して、商標の類似性の判断（類否判断の幅）の印象をお聞かせください。

	（日本国特許庁より）					
	広い 5	やや広い 4	同等 3	やや狭い 2	狭い 1	分からない
④-1. 米国特許商標庁（USPTO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
④-2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
④-3. 中国国家知識産権局（CNIPA）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
④-4. 韓国特許庁（KIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐

⑤ 日本国特許庁と比較して、指定商品・指定役務の判断（採択の是非）の印象をお聞かせください。

	(日本国特許庁より)	5	4	3	2	1	分らない
		厳しい	やや 厳しい	同等	やや 厳しくない	厳しくない	
⑤-1. 米国特許商標庁（USPTO）		☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑤-2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO）		☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑤-3. 中国国家知識産権局（CNIPA）		☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑤-4. 韓国特許庁（KIPO）		☐	☐	☐	☐	☐	☐

⑥ コメント（上記③～⑤に関して、項目を特定した上で、各庁に対しそのような印象を感じた理由について具体的な内容をご記入ください。）

（記入欄）

【3】その他

① その他、審査の手続や質に関してご意見がございましたら、ご記入ください。

（記入欄）

② 特定の案件に関してご意見がございましたら、正確にご意見の趣旨を把握できるように、出願番号を記載する等により案件を特定した上で、当欄にご記入ください。

（記入欄）

※担当審査官にも具体的な課題を把握させて、審査の質を向上させるため、回答内容を担当審査官にフィードバックさせていただきます。

☐ 担当審査官へのフィードバック不可

●ご回答ありがとうございました。引き続き、B票のご記入をお願いいたします●

【B票】 特定の出願における商標審査の質についての調査							
* 出願番号 							
* 上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】、【2】についてお答えください。							
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満		
	5	4	3	2	1		
【1】 本件商標出願の商標審査の質についてどのように感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐		
【2】 本件商標審査に対する評価に関し、下記1.～3.についてお答え下さい。 また、該当する項目について選択するとともに、その具体的な内容を、3.のコメント欄にご記入ください。							
1. 審査官判断について							
上記出願で商標法第3条第1項第1号～6号の適用を受けた方のみに質問します。							
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない	
	5	4	3	2	1		
① 商標の識別性（商標法第3条第1項1号～6号）の判断は適切でしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
「不満」「比較的不満」をチェックされた場合、具体的に悪いと感じた内容について、下記項目から選択してください。（複数選択可）							
☐ 商標認定（一連で判断すべき等）		☐ 証拠の内容		☐ 証拠の量			
☐ 取引実情の理解・考慮		☐ 論理記載不足（判断は適切）		☐ その他（下記3.コメント欄に記載ください。）			
上記出願で商標法第4条第1項第1号の適用を受けた方のみに質問します。							
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない	
	5	4	3	2	1		
② 商標の類似の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
「不満」「比較的不満」をチェックされた場合、具体的に悪いと感じた内容について、下記項目から選択してください。（複数選択可）							
☐ 外観・称呼・観念の認定（		☐ 外観認定		☐ 称呼認定		☐ 観念認定）	
☐ 外観・称呼・観念の類否判断（		☐ 外観類似		☐ 称呼類似		☐ 観念類似）	
☐ 外観・称呼・観念の総合的考察		☐ 外観の相違を考慮すべき		☐ 称呼の相違を考慮すべき		☐ 観念の相違を考慮すべき	
☐ 商品・役務の類否判断		☐ 分断／要部抽出に関する判断		☐ 分断／要部抽出に関して論理・証拠の提示が不足			
☐ 商標の認定に関する記載が不足		☐ 外観・称呼・観念の総合的考察の記載が不足					
上記出願で商標法第6条第1項又は第2項の適用を受けた方のみに質問します。							
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない	
	5	4	3	2	1		
③ 指定商品・指定役務に関する審査官の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
2. 通知の内容・記載ぶりについて（該当する通知書面が無い場合は、「分からない」の項目を選択してください。）							
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない	
	5	4	3	2	1		
① 拒絶理由通知書の内容・記載ぶりについてはいかがでしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
② 手続補正指示書の内容・記載ぶりについてはいかがでしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
③ 拒絶査定の内容・記載ぶりについてはいかがでしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
3. その他							
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない	
	5	4	3	2	1		
① 意見書等における出願人・代理人等の主張の把握は適切でしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
② 電話、面接等における審査官とのコミュニケーションについて、適切な対応が行われていましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
4. コメント（上記1.～3.に関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。特に「比較的不満」「不満」を選択された場合には、積極的にご意見の内容をご記入ください。）							
（記入欄） 							
※担当審査官にも具体的な課題を把握させて、審査の質を向上させるため、回答内容を担当審査官にフィードバックさせていただきます。							
☐ 担当審査官へのフィードバック不可 ●ご回答、誠にありがとうございました。●							